

第5次 すいた

男女共同参画プラン

2023-2025

吹田市

はじめに

「ジェンダー平等の実現」がSDGs(持続可能な開発目標)において一つの重要な目標に位置づけられ、わが国でも「ジェンダー平等」という言葉を耳にする機会が増えました。本市においても吹田市男女共同参画推進条例の制定以降、平成15年(2003年)から「すいた男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、世界経済フォーラムが発表した令和4年(2022年)のわが国のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位という結果でした。特に、政治・経済分野の順位は著しく低く、政治分野では議員活動と家庭生活との両立の難しさ、経済分野では女性の採用から管理職・役員へのキャリア形成の不十分さが一例として指摘されています。

育児、家族の介護などを「女性のライフイベント」として捉えていることや「管理職を目指す女性はそれほど多くない」と考えるといった風潮が現状として存在しているように、日本社会の現状が、世界から大きく後れを取っている根底には、社会全体において固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、「アンコンシャス・バイアス」(無意識の思い込み)が未だに根深く存在していることが大きな要因と考えられます。

さらには、新型コロナウイルスのパンデミックにより、女性の雇用に強く影響が及んだこと、DV(配偶者等からの暴力)の相談件数が増加したという事実からも、これまでの日本社会においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいない現状を私たちは真摯に受け止めなければなりません。

このような課題及びこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、本市では新たに「第5次すいた男女共同参画プラン(2023-2025)」を策定することとしました。このプランでは「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保」「男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の3つを基本方向に位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速し、推進することとしています。本計画に基づき、未だ解消していない様々な課題に取り組むことにより、すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまちの実現をめざします。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力賜りました吹田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月 吹田市

- 原則として年号は和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します。ただし、図表中は西暦で記載します。
- グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。

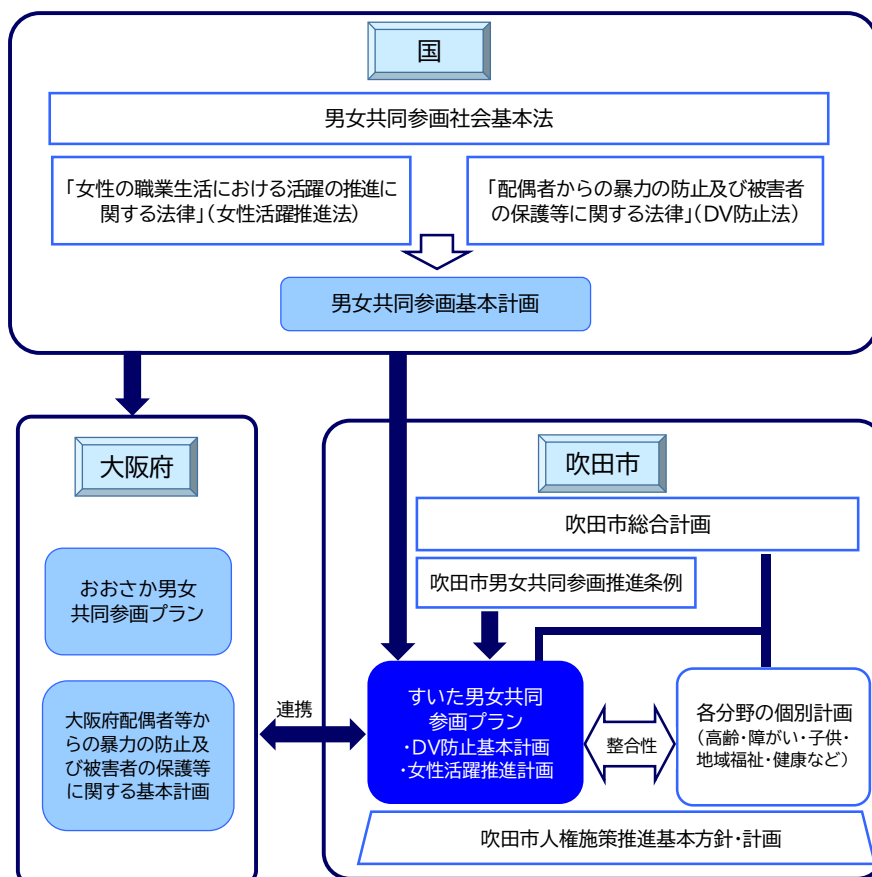
目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
	1 計画の位置づけ	1
	2 計画がめざすまち	2
	3 計画の名称	2
	4 計画の期間	2
	5 計画の構成	2
第2章	計画の策定にあたって	3
	1 背景	3
	2 世界・国・大阪府の動向	3
	3 吹田市の状況	5
	4 第4次計画の達成状況	7
	5 第5次計画に向けて	9
第3章	施策の内容	13
	1 施策の体系図	13
	2 現状と課題、主な取組	15
	基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	15
	基本課題1 政策や方針決定への女性の参画	15
	基本課題2 就労における男女平等	17
	基本課題3 仕事と生活における男女共同参画	20
	基本課題4 地域における男女共同参画	23
	基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	26
	基本課題1 暴力やハラスメント根絶の基盤づくり	26
	基本課題2 DVの根絶と被害者支援	29
	基本課題3 ライフステージに応じた健康支援	34
	基本課題4 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	37
	基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	41
	基本課題1 男女共同参画意識の形成	41
	基本課題2 男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進	44
	基本課題3 国際的な協調とジェンダー平等の視点に立った多文化共生の推進	46
	基本課題4 男女共同参画推進体制の充実	48
第4章	計画の推進	50
	1 庁内における推進体制	50
	2 市民と行政との協働	50
	3 計画の進行管理及び検証	50
	4 計画推進のための目標値(一覧)	51
資料		54

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2)「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、現行の「第4次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させるものです。
- (3)「吹田市総合計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」を含むものです。
- (5)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含むものです。



2 計画がめざすまち

吹田市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現を目指して、

- ・「男女の人権の尊重」
- ・「性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度・慣行の解消」
- ・「家庭における活動と他の活動への対等な参画」
- ・「政策等の立案及び決定への共同参画」
- ・「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」

の5つを基本理念として定めています。

これらの理念をもとに、計画がめざすまちの姿は次のとおりです。

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、
安心して暮らすことのできる豊かなまち

3 計画の名称

吹田市男女共同参画推進条例に基づく計画として、4次にわたり策定されてきたすいた男女共同参画プランの名称を継承し、「第5次すいた男女共同参画プラン」とします。

4 計画の期間

計画の期間は令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間とします。

5 計画の構成

基本理念のもと、めざすまちの姿を実現させるために3つの基本方向を定め、基本課題ごとに現状と課題及びこれにつながる市の取組や計画推進のための指標を設定するとともに、市民の取組を示しました。

第2章 計画の策定にあたって

1 背景

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけて以降、国では第1次から第5次男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。本市においても、平成14年(2002年)に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を平成15年(2003年)に策定しました。以降、5年ごとにプランを策定し、平成30年(2018年)に「第4次すいた男女共同参画プラン」(第4次計画)を策定しました。

本市ではこの間、計画に基づいた施策・事業の推進に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用・所得への影響やひとり親世帯の貧困の深刻化など、さらに取り組むべき新たな課題が生じています。また、性の多様性については、その理解を深める取組を進めるとともに、誰もが自分らしく生きられる社会を実現することが求められています。

このような状況の中、令和4年度(2022年度)で第4次計画の期間が終了することから、第5次男女共同参画計画の策定について吹田市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を受けて、「第5次すいた男女共同参画プラン」(第5次計画)を策定しました。

2 世界・国・大阪府の動向

(1) 世界の動向

国際連合(以下、「国連」という。)は、昭和50年(1975年)に第1回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。

平成5年(1993年)の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成27年(2015年)には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)の一つとして位置づけられました。

令和元年(2019年)に日本で開催された「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

(2) 国の動向

平成11年(1999年)に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)には「DV防止法」が施行され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明記されました。

平成27年(2015年)に制定された「女性活躍推進法」では、女性の活躍推進に関する国や地方公共団体、事業主の責務などが定められ、平成30年(2018年)には、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年(2019年)には、DV防止法及び児童福祉法の改正により、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和3年(2021年)には「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和4年(2022年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が成立し、令和6年(2024年)4月に施行されることになりました。この法律は、国や地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

(3) 大阪府の動向

大阪府では、平成13年(2001年)に男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成14年(2002年)に「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。令和3年(2021年)には「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定し、市町村との連携協力、府民や府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を推進するとしています。

3 吹田市の状況

(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は平成7年(1995年)以降増加に転じ、現在も増加傾向にあります。住民基本台帳人口は、第4次計画を策定した平成30年(2018年)9月末は371,753人でしたが、令和4年(2022年)9月末現在では381,024人となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口(0歳~14歳)は52,428人、生産年齢人口(15歳~64歳)は238,356人、老年人口(65歳以上)は90,240人で、平成30年(2018年)と比較すると、年少人口は減少し、生産年齢人口及び老年人口は増加しています。高齢化率は23.7%で、横ばいとなっています。

また、令和3年(2021年)の出生数は2,972人で、平成30年(2018年)の3,255人から283人減少しています。一人の女性が生涯に産む子供数の平均を示す合計特殊出生率は、令和2年(2020年)では1.37となっています。(中核市市長会「都市要覧」より)

国勢調査によると、令和2年(2020年)の本市の一般世帯数は179,962世帯で、平成27年(2015年)の168,363世帯と比べると、人口の伸びを上回って増加していることから、1世帯あたりの人員は縮小傾向にあると言えます。世帯類型別の構成比をみると、「夫婦と子供から成る世帯」は減少し、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」は増加しています。

(2) 男女共同参画に関する市民意識

第5次計画策定の基礎資料とするため、令和2年度(2020年度)に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。市内に在住する18歳以上の2,000人に調査票を送付、1,068人の回答を得て、有効回収率は53.4%でした。

男女の地位の平等意識について、社会全体として男性が優遇されている(どちらかといえば男性が優遇されているを含む)と回答した人の割合は68.4%と、前回より5.2ポイント上昇しました。

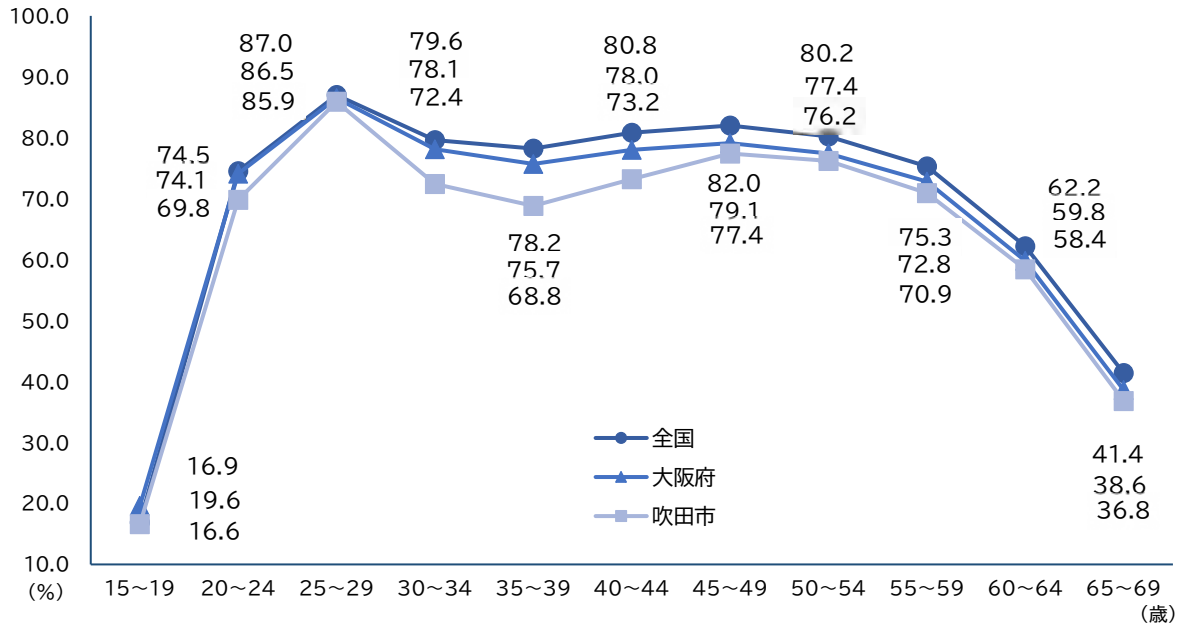
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に対する意識について、肯定的な人の割合は23.4%と、前回より8.4ポイント低下し、性別で見ると、男性・女性ともに低下しています。

(3) 女性の就労状況

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく官民の取組により、本市においても女性の年齢階級別労働力率を示す、いわゆるM字カーブは解消に向かっていますが、依然として30歳から44歳までの労働力率は低い傾向にあります。

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市の女性の30歳から34歳までの労働力率は72.4%、35歳から39歳は68.8%で、全国や大阪府と比較してM字の谷間の落ち込みが大きくなっています(図1参照)。その原因として、家事や育児の負担が女性にかかりやすい状況が依然として続いていることが結婚や出産後の仕事の継続を困難にしていることや、本市は専業主婦世帯が比較的多いなどの特有の要因が背景にあるものと考えられます。

(図1)女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・吹田市)

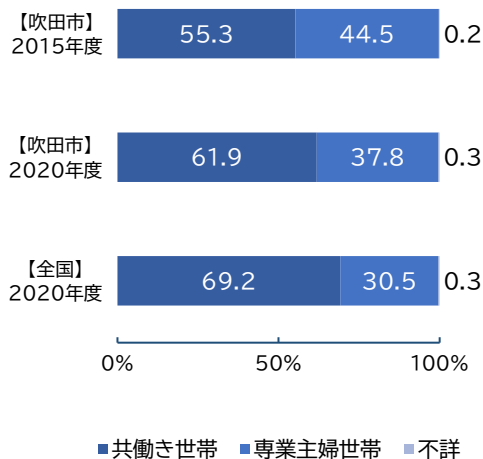


資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

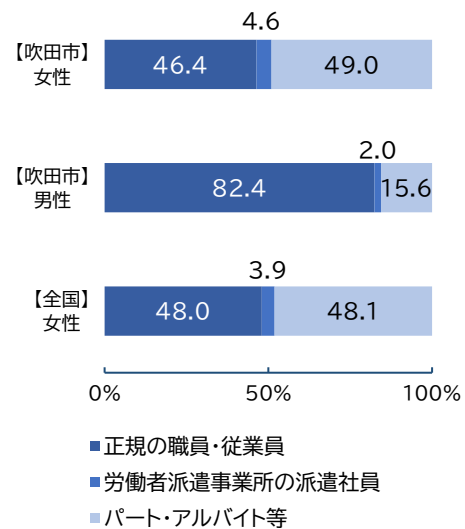
本市においても、専業主婦世帯は減少傾向、共働き世帯は増加傾向にありますが、令和2年(2020年)の専業主婦世帯の割合は37.8%で、全国平均の30.5%と比較するとやや高くなっています(図2参照)。

一方、本市の働く女性の正規雇用率は46.4%で、全国平均の48.0%に比べて1.6ポイント低くなっており、本市の男性の正規雇用率の82.4%と比較すると大きな差があります(図3参照)。

(図2)共働き世帯と専業主婦世帯の割合



(図3)正規・非正規雇用の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

4 第4次計画の達成状況

第4次計画の策定後、本市では計画に基づいた様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきましたが、他方で、必ずしも十分な成果を上げていけない取組もあります。目標を未達成の項目については第5次計画において改善に向けて取り組みます。

第4次計画で設定した目標値の達成状況は下表のとおりです。

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 28.4% 男性 36.5%	女性 20.5% 男性 26.9%	女性 20%未満 男性 30%未満	女性 B 男性 A
2	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	28.1%	35.1%	50%以上	B
3	社会全体として男女の地位は、平等になっていると思う市民の割合	20.2%	15.5%	30%以上	B
4	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	30.8% (2014年度)	34.2% (2018年度)	40%以上	B

基本方向Ⅰ 主な指標の達成状況

男女共同参画に関する意識は徐々に改善しているものの、I-3「社会全体として男女の地位は、平等になっていると思う市民の割合」はプラン策定時より低下しました。新型コロナウイルス感染症拡大が、特に女性に対して就業や生活面で様々な影響を及ぼしたことが要因と考えられます。

基本方向Ⅱ 就労場における男女共同参画の推進

No	指標	プラン策定時 (2016年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	事業所を対象とする研修会等の実施	2回	0回	3回	C
2	男性市職員の育児休業取得率	1.5%	31.6%	5%	A
3	育児休業制度の利用のあった事業所の割合(※)	7.8% (2014年度)	12.6%	20%	—

(※)2021年度から調査内容を「育児休業・介護休業制度の利用有無」に変更

基本方向Ⅱ 主な指標の達成状況

職員の意識改革が進み、Ⅱ-2「男性市職員の育児休業取得率」は目標値を大きく上回りました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触が制限され、研修等の開催が困難となったため、Ⅱ-1「事業所を対象とする研修会等の実施」は目標値を達成することができませんでした。

基本方向Ⅲ ライフステージに応じた健康の保持・増進のために

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 44.5% 乳がん 48.9%	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7%	子宮がん 50%以上 乳がん 50%以上	B

基本方向Ⅲ 主な指標の達成状況

Ⅲ-1「子宮がん・乳がん検診受診率」はプラン策定時より低下しました。職場等でがん検診を受診する人が増加したため市が実施する子宮がん・乳がん検診を受診する人が減少したことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えが要因と考えられます。

基本方向Ⅳ あらゆる暴力の根絶のために

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	すいたストップDVステーション (DV相談室)の認知度	11.2%	16.3%	100%	C
2	DV防止法の認知度	82.5%	85.2%	100%	B
3	中学校におけるデートDV 防止啓発実施校数	4校 (2016年度)	13校 (2021年度)	18校	B

基本方向Ⅳ 主な指標の達成状況

いずれの指標もプラン策定時より改善し、DVに関する認知は進んでいるものの、効果的な啓発が十分ではなく、目標値を達成することはできませんでした。DV防止に向けて様々な取組を行ってきましたが、Ⅳ-1「すいたストップDVステーション(DV相談室)の認知度」は目標値の100%を大きく下回りました。

基本方向Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

No	指標	プラン策定時 (2017年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	女性市職員の管理職登用の割合	24.6%	25.5%	30%	B
2	審議会等委員における女性の割合	35.4%	30.1%	40%~60%	B
3	女性のいない審議会等の割合	10.1%	7.9%	解消する	C

基本方向Ⅴ 主な指標の達成状況

女性委員の割合が高い審議会が複数廃止されたことにより、Ⅴ-2「審議会等委員における女性の割合」はプラン策定時より低下しました。また、Ⅴ-3「女性のいない審議会等の割合」は改善できず、達成度はC評価となりました。

A:現状値が目標値を満たしている

B:現状値が目標値を満たしていない(目標の50%以上である)

C:現状値が目標値を満たしていない(目標の50%未満である)

5 第5次計画に向けて

平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGsでは、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げています。そして、2030アジェンダにおいて、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」は、すべてのゴールを達成するために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第5次計画においても、あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現を目指します。



基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsのゴール5では、目標実現のための9つのターゲットを掲げています。そのターゲットの一つに「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。持続可能で多様性に富んだ社会を築くため、市政等に関わる分野や、就労の場、地域活動の場など、様々な分野で女性の参画を拡大するとともに、性別による偏りを是正する必要があります。

第4次プランの計画期間においては、女性市職員の管理職登用及び女性のいない審議会等の割合は改善されていますが、目標値は達成できていません。また、審議会等委員における女性の割合は、プラン策定時より低下しています。審議会等への女性参画の意義について庁内の認識を高め、女性の参画率の向上を目指します。

性別にかかわらず誰もが社会を支える一員として活躍するためには、仕事と家庭生活の調和に関する取組が不可欠です。長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや多様な働き方への支援、男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備、仕事と育児の両立を可能とする保育環境の整備をさらに推進する必要があります。

本市では、「特定事業主行動計画」を定め、「ワーク・ライフ・バランスの実現」「子育て・介護等しやすい職場づくり」「女性職員の活躍の推進」の3つを柱とした取組を行っています。令和3年度(2021年度)に育児休業を取得した男性市職員の割合は31.6%で、第4次プラン策定時の平成28年度(2016年度)の1.5%を大きく上回る取得率を達成しました。今後も本市自らがモデル職場となるよう、積極的に取り組んでいきます。

事業所に対する男女共同参画の推進に関する研修等の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、目標値を達成することができませんでした。今後はオンラインを活用するなど、女性活躍を推進するための法律や制度の周知、男女が共に安心して働くことができる職場環境の形成に向けた情報提供や啓発等に努めます。

基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

すべての人が安心して暮らしていくためには、あらゆる暴力を根絶し、暴力やハラスメントを許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

特に配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。とりわけ女性がこのような暴力の被害者になりやすい背景には、社会的・経済的な男性の優位性と固定的な性別役割分担意識などがあります。このような暴力の根絶は、誰もが個人としての尊厳を尊重され、対等な関係を築く男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。

「すいたストップDVステーション(DV相談室)の認知度」は16.3%と低い状況であるため、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援に取り組みます。

市民の誰もが心と体の健康について正しい知識を身に付け、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康支援が必要です。特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特性があることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取組が重要です。

貧困、高齢、障がい、ひとり親家庭などで困難を抱える人は、女性であることで複合的に更に困難な状況に置かれている場合があります。特に、母子世帯と高齢単身女性でそのリスクが高い状況にあります。このような状況を踏まえて、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備に取り組めます。

また、一人一人の性のあり方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。本市では、誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、性の多様性を認め合いつつ、自分らしく生きることができる社会づくりを目指します。

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

第4次プランでは、「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合や「男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合」は改善し、固定的性別役割分担意識が少しずつ変化してきていると考えられます。一方で、「社会全体として男女の地位は、平等であると思う市民の割合」は低下しており、未だに性別による不平等感が根強く残っています。

すべての市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、様々な分野における活動に対等な立場で参画できる社会を実現するためには、あらゆる世代で人々の意識を変えていくことが極めて重要です。就労の場、家庭、地域、教育の場において、固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けていく「アンコンシャス・バイアス」にとらわれないための意識改革と理解の促進を図ります。

本市では男女共同参画センターを拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して男女共同参画の推進に取り組んでいます。今後も男女共同参画センターの機能を更に充実させ、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めていきます。

また、次世代を担う子供たちには幼少期からのジェンダー平等に関する意識の形成を支援します。子供の頃から、それぞれが持つ能力を十分に発揮できるよう、性別にとらわれず子供が持つ多様な個性を尊重した教育・保育に取り組みます。また、教職員・保育士、教育相談員等専門職を対象として、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のための研修の充実を図ります。

1 施策の体系図

基本方向1

あらゆる分野における
男女共同参画の推進



基本課題1 政策や方針決定への女性の参画

基本課題2 就労における男女平等

基本課題3 仕事と生活における男女共同参画

基本課題4 地域における男女共同参画

基本方向2

暴力の根絶と
安心・安全な暮らしの確保



基本課題1 暴力やハラスメント根絶の
基盤づくり

基本課題2 DVの根絶と被害者支援

基本課題3 ライフステージに応じた健康支援

基本課題4 困難を抱える人が安心して暮らせる
環境の整備

基本方向3

男女共同参画社会の実現に
向けた環境づくり



基本課題1 男女共同参画意識の形成

基本課題2 男女共同参画・ジェンダー平等に
係る教育の推進

基本課題3 国際的な協調とジェンダー平等の
視点に立った多文化共生の推進

基本課題4 男女共同参画推進体制の充実

主な取組

- 1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 2 市審議会等委員への女性の参画拡大

- 1 事業所における女性活躍の推進 ※
- 2 女性の就労の支援と能力開発の支援 ※
- 3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援 ※
- 4 起業など女性の多様な働き方への支援 ※

- 1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し ※
- 2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備 ※
- 3 仕事と育児の両立のための保育環境の整備 ※

- 1 防災・防犯分野における女性の参画拡大
- 2 男女共同参画を推進する市民団体等への支援
- 3 地域活動におけるジェンダー平等の推進

- 1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備
- 2 性犯罪・性暴力防止対策の推進
- 3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進 ※

- 1 DV防止に向けた啓発の推進
- 2 相談体制の整備充実
- 3 児童虐待防止対策との連携強化
- 4 被害者保護と自立支援の強化
- 5 DV加害者の更生支援

重点施策

DV防止
基本計画

- 1 思春期における心とからだの健康づくりの推進
- 2 妊娠・出産期における健康支援
- 3 成人・高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進
- 4 性と生殖についての理解の促進

- 1 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援
- 2 ひとり親家庭に対する支援
- 3 多様な性に関する理解の促進

- 1 市職員に対する男女共同参画研修の充実
- 2 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供
- 3 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進
- 4 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発

- 1 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進
- 2 男女共同参画のための生涯学習の推進
- 3 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成

- 1 ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供
- 2 外国人家庭に対する子育てなどの支援

- 1 市民団体等との協働・連携
- 2 男女共同参画センターの機能の充実
- 3 男女共同参画センターの利用の促進

※女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」に該当する箇所

基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

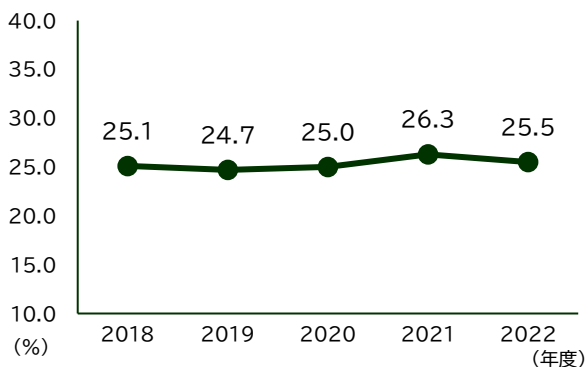
基本課題1 政策や方針決定への女性の参画

現状と課題

誰もが性別にかかわらず社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程へ参画できることが重要ですが、政策・方針決定の場においては男性が多数を占めている現状があります。本市では、市の政策や方針決定の場への女性の参画を拡大するために、女性市職員の職域の拡大や管理職への登用の促進に取り組んでいますが、令和4年(2022年)4月現在で管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合は25.5%と、令和4年度(2022年度)までに30%とする第4次プランの目標値を達成できていません(図1参照)。キャリア形成のための支援や、キャリアアップにつながる人事配置を行い、女性市職員の管理職への登用を推進する必要があります。

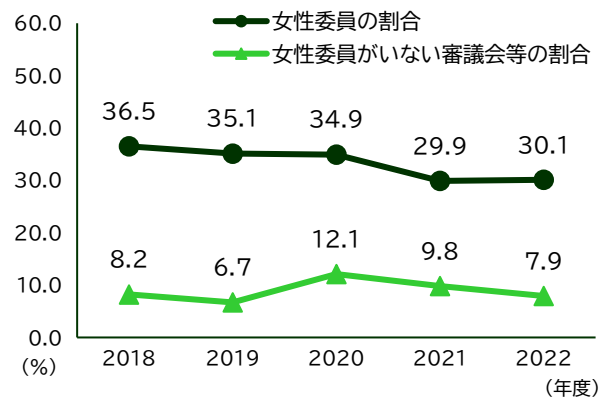
令和4年(2022年)7月現在の市審議会等における女性委員の割合は30.1%と、前年度より0.2ポイント上昇したものの、令和4年度(2022年度)までに40%~60%とする第4次プランの目標値を達成できていません。また、依然として女性委員がない審議会等は7.9%存在しています(図2参照)。委員の選出にあたって各専門分野から推薦を受けている審議会等においては、母体となる団体の女性の割合が少ないために女性委員の推薦が得にくいという状況があることから、審議会等への女性の参画の意義について市内の認識を高め、女性の参画率の向上を目指すことと合わせて、委員の選出母体となる事業所や団体における女性の参画拡大に取り組む必要があります。

(図1)吹田市職員における女性の登用状況
(課長代理級以上)



資料:人事室

(図2)審議会等の女性の参画状況



資料:人権政策室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	30%以上
審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	40%~60%
女性委員がない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	解消する

主な取組

1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダー・ギャップ指数や女性の活躍推進に関する情報を市民に発信し、政治や地方自治への関心を高めるとともに、市の政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の重要性について啓発します	人権政策室
女性職員の活躍を推進するため、働きやすい職場づくりを進めるとともに、役職者・管理職への登用を積極的に進めます	人事室
女性職員が職場で活躍できる意識向上となる研修等を開催します	人事室
女性教職員の管理職登用を促進するため、長期的な視野で計画的に候補者を育成し、取組を進めます	教職員課

2 市審議会等委員への女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
審議会等における女性の参画状況を調査し、女性委員が少ない審議会を所管する担当室課へ働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画を推進します	企画財政室 人権政策室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 市には市民参画できる様々な審議会があります。吹田市ホームページに審議会等の一覧を掲載していますので、地域の課題に目を向け、積極的に参画してみませんか。

基本課題 2 就労における男女平等

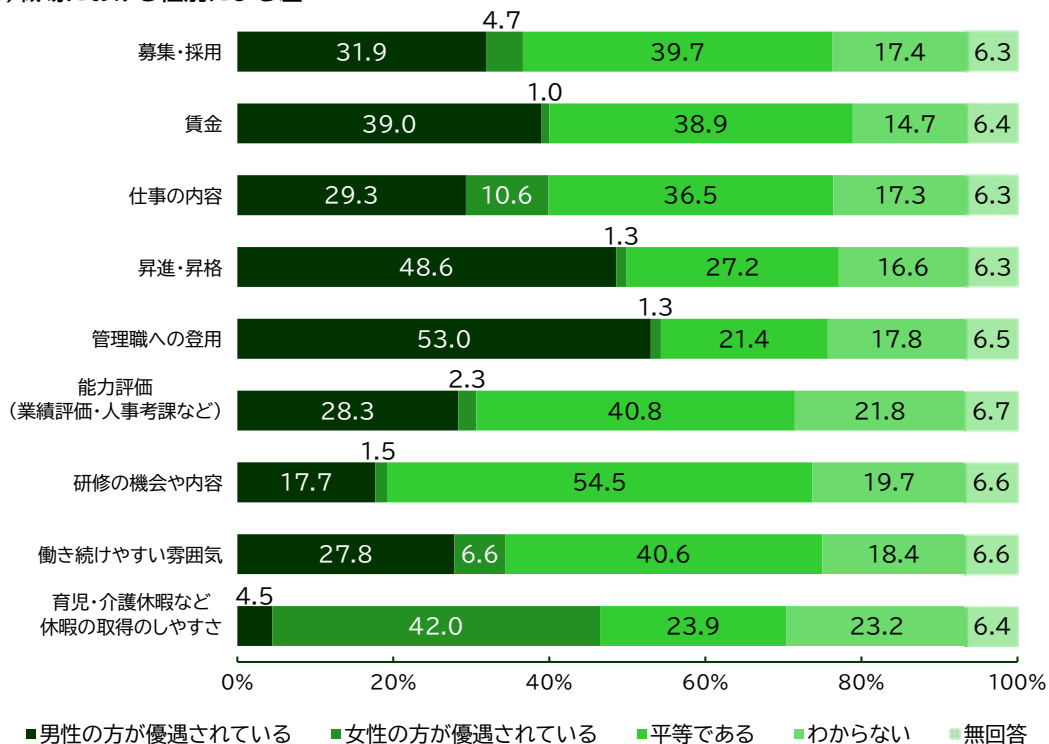
現状と課題

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、職場における性別による差について、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合は前回調査と比較すると多くの分野で低下し、「平等である」と思う人の割合はすべての分野で上昇しました。しかし、「管理職への登用」では53.0%の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、次いで「昇進・昇格」が48.6%、「賃金」が39.0%と、依然として職場における性別による差を感じる人は少なくありません(図1参照)。

令和3年度(2021年度)の労働事情調査によると、市内の事業所における女性管理職の割合は13.0%で、依然として低い状況にあります(図2参照)。また、実質的な男女の均等な雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組において「研修等による意識改革に取り組んでいる」と回答した事業所は24.1%にとどまっています(図3参照)。誰もが能力を発揮できるよう、事業所に対して法律や制度の周知を図り、就労の場における女性活躍の推進を働きかけていく必要があります。

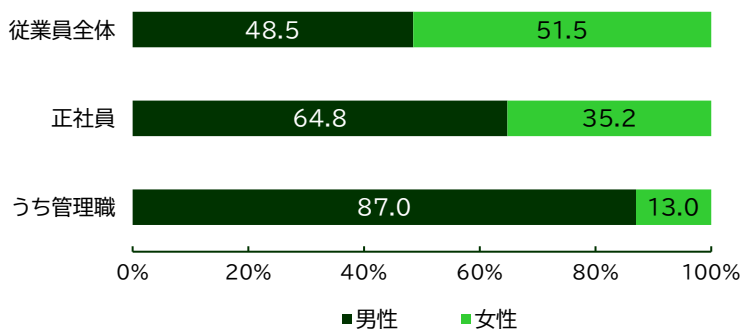
また、性別に関係なく誰もが安心して働くことができる職場環境を作るための情報提供や啓発に努めるとともに、スキルアップや多様な働き方への支援を行う必要があります。

(図1)職場における性別による差



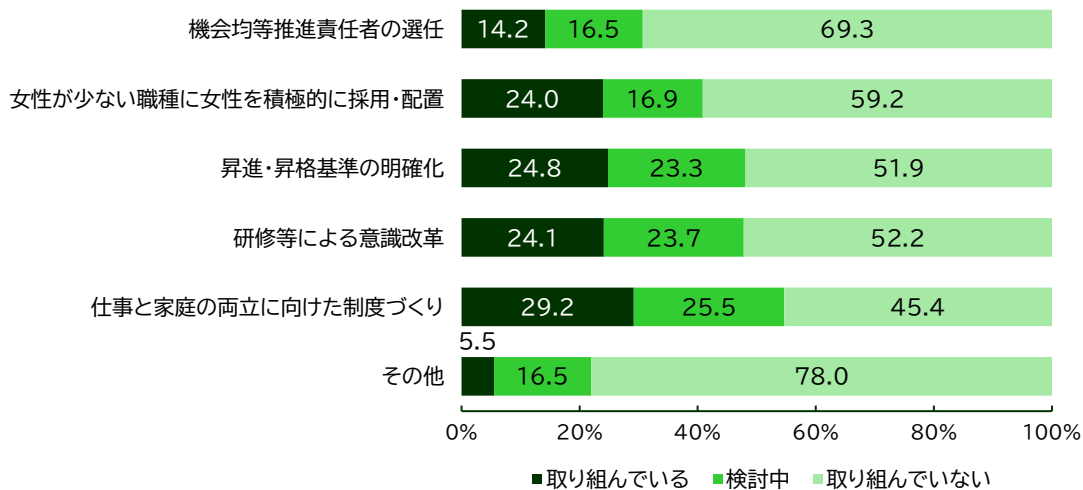
資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)市内の事業所における従業員の男女比



資料:令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図3)男女雇用の機会均等及び女性活躍推進のための取組状況



資料:令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
女性を対象とした就労に関する講座数	4 講座 (2021年度)	5 講座
管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020年度)	40%以上

|| 主な取組

1 事業所における女性活躍の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
事業所に対して、誰もが能力を発揮することができるよう女性活躍推進に関する啓発や情報提供に努めます	人権政策室 地域経済振興室

2 女性の就労の支援と能力開発の支援

取組の具体的内容	主な担当室課
JOBナビすいたにおいて、女性が求職活動を実施する際に必要な情報資料を提供します	地域経済振興室
安心して働くことができる職場環境の形成に向けた知識と理解を深めるため、事業所に対して労働問題全般にわたる情報を提供します	地域経済振興室
労働相談において、多様化、複雑化する相談事案に対応します	地域経済振興室
女性対象に再就職等、就労についての講座を開催します。また、在職者の能力向上のための講座を開催します	男女共同参画センター
若年層への職業意識、職業知識の啓発のためのキャリア教育や、様々な分野の職業への関心を高めるため、講座や企業での職業体験等の学習機会を設けます	男女共同参画センター 学校教育室

3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
市が実施する総合評価落札方式一般競争入札において、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に取り組む事業所を評価します	契約検査室

4 起業など女性の多様な働き方への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
女性対象に起業をするために必要な実践的知識を学ぶ講座を開催します	男女共同参画センター
市民や事業所に対して、多様な働き方について、セミナーや情報提供などの啓発を実施します	地域経済振興室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 令和4年(2022年)4月から、常時雇用する労働者が101人以上の事業者は、自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を踏まえた行動計画である「一般事業主行動計画」を策定することが義務付けられています。あなたの職場の、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できるための取組について、関心を持ってみましょう。

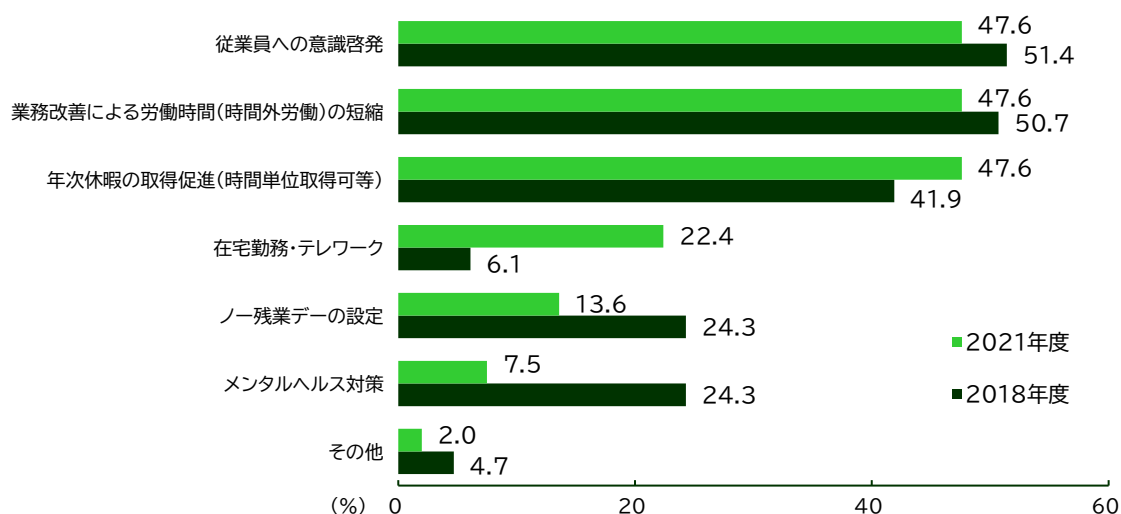
|| 現状と課題

令和3年度(2021年度)の「労働事情調査」では、ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいることについて、「特になし」と回答した市内事業所の割合は50.0%を占め、取組がある事業所では、「従業員への意識啓発」「業務改善による労働時間(時間外労働)の短縮」「年次休暇の取得促進(時間単位取得可等)」がともに47.6%となっています。平成30年度(2018年度)に実施した前回の調査と比べると、「在宅勤務・テレワーク」が16.3ポイント上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化がみられます(図1参照)。

育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合は、育児休業が31.8%、介護休業が25.7%で、制度の利用があった事業所の割合は、育児休業・介護休業を合わせて12.6%となっています(図2、図3参照)。令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、女性が働き続けるために必要なこととして「育児休業・介護休業制度の充実」と回答した人の割合が62.5%と最も高く、次いで「企業経営者や職場の理解」が56.1%でした(図4参照)。育児休業や介護休業の制度の充実と合わせて、制度を利用しやすい職場環境となるための啓発が必要です。

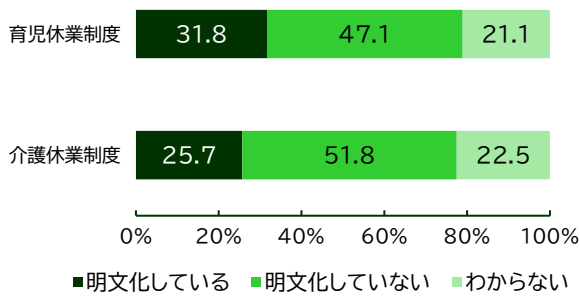
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや、男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発を行うとともに、仕事と育児の両立を可能とするための保育環境の整備を更に推進する必要があります。

(図1)ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいること

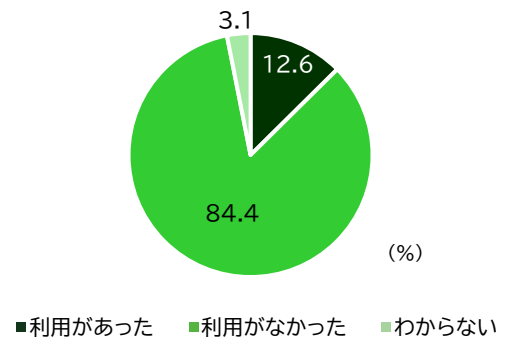


資料:令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図 2) 育児休業・介護休業制度を就業規則等に
明文化している事業所の割合

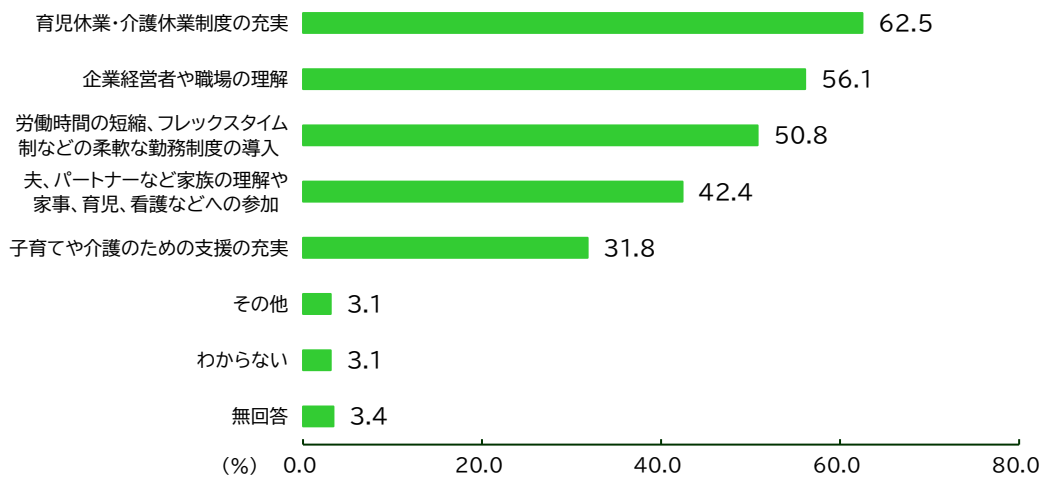


(図 3) 育児休業・介護休業制度の利用の有無



資料: 令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図 4) 女性が働き続けるために必要なこと



資料: 令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
男性市職員の育児休業取得率	31.6% (2021年度)	50%以上
育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6% (2021年度)	20%以上
事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3回 (2021年度)	5回

|| 主な取組

1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し

取組の具体的内容	主な担当室課
事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについてのセミナーや情報提供などの啓発を実施します	地域経済振興室 男女共同参画センター
ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市報や啓発誌を通して事例を紹介します	男女共同参画センター
業務の見直しや職員の意識改革により市職員の長時間労働の是正を図り、仕事と家庭生活の両立を促進します	人事室

2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

取組の具体的内容	主な担当室課
制度の周知により、男性市職員の育児・介護休業等の取得促進に向けた意識啓発を行います	人事室
男性料理教室や参画スタッフの活動など、男性を対象とする講座を充実します	男女共同参画センター まなびの支援課
事業所に対して、男性の育児・介護休業が取得しやすい職場づくりに向けて、セミナーや情報提供などの啓発を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室
父親の育児休業取得や家事や育児への協働について妊娠届出時や両親教室などで啓発します	母子保健課
子供や青少年を対象とした料理に関する講座を実施します	男女共同参画センター
育児施設における父親向けのプログラムを充実します	保育幼稚園室 のびのび子育てプラザ

3 仕事と育児の両立のための保育環境の整備

取組の具体的内容	主な担当室課
保育所等の整備により、保育の受け皿を確保します	保育幼稚園室
児童の放課後の家庭に代わる安心・安全な居場所と保育を提供します	放課後子ども育成室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- ワーク・ライフ・バランスを推進する法令の整備を受けて、多くの企業で就業規則や育児支援の見直しが進んでいます。ご自身の職場で活用できる制度を見直してみましょう。また、職場において、誰もが育児休業や介護休業などの制度を活用できるよう、話題を提供するなど、積極的に周りに働きかけてみましょう。

|| 現状と課題

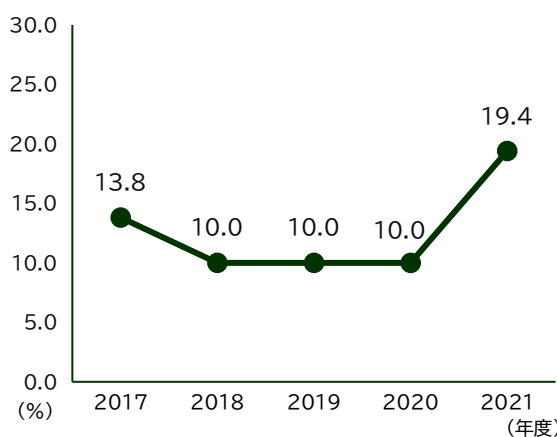
防災・防犯施策に男女双方の視点を取り入れるため、防災・防犯に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要です。令和3年度(2021年度)の吹田市防災会議における女性委員の割合は19.4%と、前年度から9.4ポイント上昇しました(図1参照)。災害時等の対応において、男女それぞれのニーズの違いに配慮できるよう、今後も継続して防災・防犯分野における女性の参画拡大のための取組が必要です。

消防職員の採用にあたっては、女性を対象とした合同就職説明会で消防の仕事の魅力をPRするなど、積極的に女性の採用に努めてきましたが、新たな採用には至っていません。

地域では様々な活動を行っていますが、自治会やPTAなどの各種団体のリーダーに占める女性の割合は低く、令和3年度(2021年度)の単一自治会長の女性の割合は23.0%、連合自治会長は17.6%、小学校PTA会長は19.4%、中学校PTA会長は29.4%となっています。一方で幼稚園PTA会長の女性の割合は93.3%と、団体によってリーダーの性別に偏りがみられます(図2参照)。

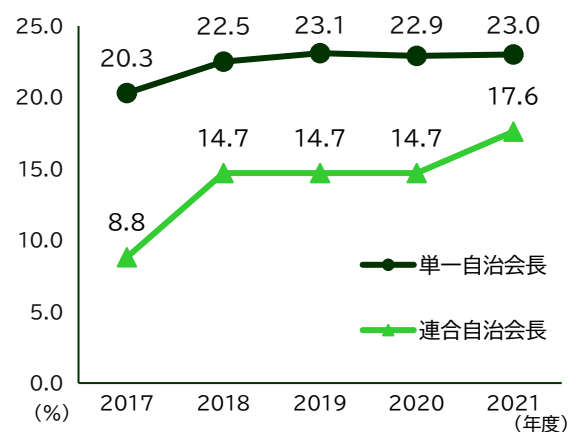
男女が共に担う地域活動を支援するとともに、性別や年齢等により役割が固定化されないよう、一人一人の意識を変えていくための取組が必要です。

(図1)吹田市防災会議における女性委員の割合



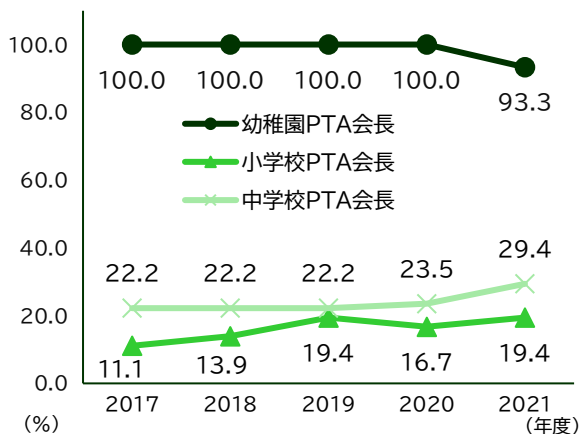
資料:危機管理室

(図2-1)自治会活動における女性会長の割合



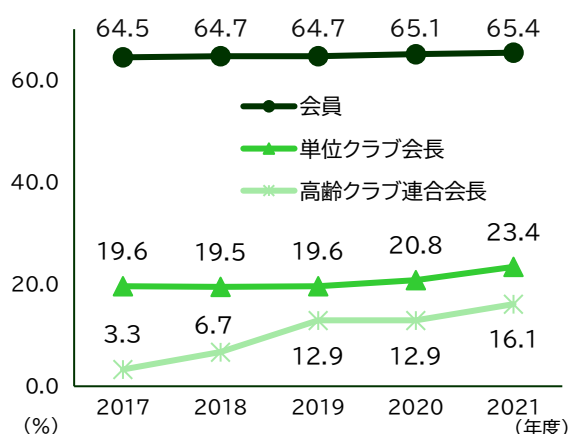
資料:市民自治推進室

(図 2-2)PTA活動における女性会長の割合



資料:まなびの支援課

(図 2-3)高齢クラブ活動に占める女性の割合



資料:高齢福祉室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4% (2021年度)	30%以上

主な取組

1 防災・防犯分野における女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
女性の視点を地域防災計画や防災・防犯施策に反映させるため、吹田市防災会議等の防災・防犯に関する政策・方針決定過程へ、女性の学識経験者等を積極的に登用し、女性の参画を拡大します	危機管理室
避難所運営や災害ボランティア活動などにおいてジェンダーの視点からの配慮に取り組めます	危機管理室
女性消防職員の採用・登用を促進するとともに、職業能力の向上を支援します	総務予防室
女性消防団員の入団を促進し、防災分野における女性の参画拡大に取り組めます	総務予防室

2 男女共同参画を推進する市民団体等への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画に関するリーダー養成講座の開催や、市民団体等の交流・ネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター

3 地域活動におけるジェンダー平等の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性別にかかわらず参加できるよう市民公益活動を支援します	市民自治推進室
ジェンダーの視点をもったボランティア人材を養成します	男女共同参画センター
地域における女性の参画状況の調査結果を公表するとともに、各種団体における女性の参画拡大に向けて意識啓発を行います	人権政策室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 暮らしやすい地域社会を実現するためには、性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。様々な地域活動に積極的に参加してみましょう。

基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

基本課題 1 暴力やハラスメント根絶の基盤づくり

|| 現状と課題

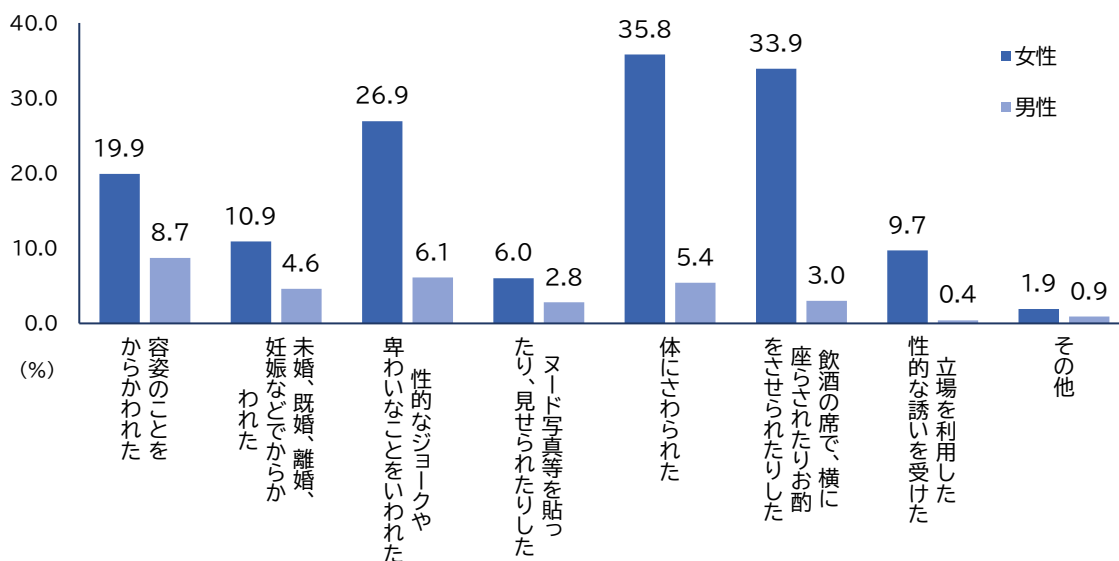
配偶者や交際相手など身近な者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。暴力やハラスメントを許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験について、女性では「体にさわられた」が35.8%と最も多く、男性では「容姿のことをからかわれた」が8.7%と最も多くなっています(図1参照)。これらのセクシュアル・ハラスメントは、異性間だけでなく同性間でも成立します。

職場では、パワー・ハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い、性的指向・性自認に関する差別的言動や嫌がらせなどの新たなハラスメントが問題となっています。ハラスメントをしない、許さない職場づくりに向けて、意識啓発を効果的に進めると同時に、事業所における防止対策ガイドラインの策定や相談体制の整備を推進することが一層重要になっています。

インターネットの普及やSNSの広がりにより、「AV出演強要」「JKビジネス」などの性被害に遭うケースが増えており、若年層に対する性犯罪・性暴力被害の相談・支援のあり方が課題となっています。若年層を暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、性被害を未然に防止するための取組を推進します。

(図1)セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2021年度)	40%以上
セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7% (2020年度)	70%以上

主な取組

1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備

取組の具体的内容	主な担当室課
暴力(DV、ハラスメント等)、性の商品化等の根絶のため、パンフレットや市報その他の広報誌等を通じて広報、啓発を推進します	人権政策室 男女共同参画センター
学校、保育所・幼稚園等を通じて、保護者等へパンフレットの配布などによる情報提供を行い、暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	家庭児童相談室 保育幼稚園室 学校教育室
市職員や教職員への研修を行います	人事室 教育センター
防犯カメラ、防犯灯、街路灯等の整備など危険場所のチェックと環境改善に取り組みます	危機管理室 道路室
幼児期から学校教育の各段階における暴力を許さない教育の推進に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
家庭や学校などにおいて、ソーシャルスキルトレーニング(社会で生活するための力、コミュニケーション力)を実施するための啓発に努めます	学校教育室
保育教諭や教職員等を対象にした研修会を通じて、暴力根絶のための意識啓発を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
保護者対象に体罰によらない育児について啓発します	男女共同参画センター 保育幼稚園室 家庭児童相談室 母子保健課

2 性犯罪・性暴力防止対策の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの被害者救済対策にかかる情報を周知します	人権政策室 男女共同参画センター

3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
安心して働ける職場環境の実現のため、事業所に対してハラスメント防止対策ガイドラインの策定の支援や啓発を行います	地域経済振興室
市職員への周知徹底を図るとともに、研修や苦情処理制度の充実を図ります	人事室 人権政策室
教職員に対して、「吹田市立学校におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき対応し、研修を行い啓発を推進します	教職員課 教育センター
消防職員に対して、「吹田市消防職員パワーハラスメント防止に関する指針」を周知徹底するとともに、ハラスメントに関する研修を実施します	総務予防室
子供が安心して暮らせる環境の実現のため、小・中学生が相談できる窓口(学校内・学校外)を充実します	教育センター
安心して働ける職場環境の実現のため、市職員や事業所等におけるこころの健康(メンタルヘルス)のための取組を推進します	人事室 地域経済振興室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 一人一人がお互いを尊重し、DVやセクシュアル・ハラスメントの生じない対等な関係を築くために何が必要か考えてみましょう。
- どのような行為がDVやハラスメントにあたるのか、具体的に学び、理解し、若い世代に伝え、暴力やハラスメントがない社会をつくりましょう。

基本課題 2 DVの根絶と被害者支援

|| 現状と課題

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたときの相談先として、「どこにも相談しなかった」と回答した人の割合が48.0%と最も高く、「配偶者暴力相談支援センター」は0.6%でした(図1参照)。どこにも相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が54.5%と最も多く、「自分にも悪いところがある」が32.3%、「相談しても無駄だと思った」が25.7%でした(図2参照)。

新型コロナウイルス感染症の影響で失業や休業、在宅勤務等が増えたことにより、家庭内での配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が自身のDV被害に気づき、一人で悩むことなく早い段階で相談できるよう、すいたストップDVステーションをはじめとする各種相談窓口をこれまで以上に広く周知していく必要があります。

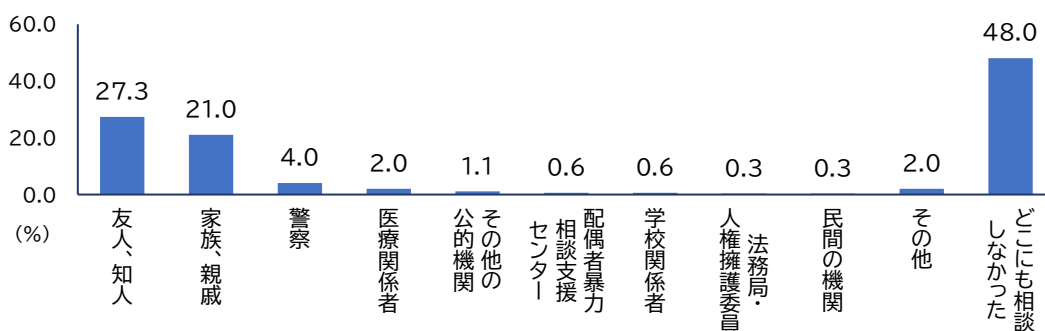
また、DVが起きている家庭では、子供への暴力も同時に起きていることが少なくありません。子供がDV加害者から直接暴力を受ける場合のほか、子供の面前でDVが行われることは子供に対する心理的虐待にあたります。さらに、心身ともに疲弊しているDV被害者が子供の養育にまで気が回らず育児放棄になるなど、DVは様々な形で児童虐待に繋がっていきます。そのため、DV対策と児童虐待対策は互いに連携しながら進める必要があります。本市ではこのことを重視し、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体に暴力防止への理解と関心を広げる取組を行っています。DVと児童虐待の相談件数は増加傾向にあり(図3参照)、引き続きDV及び児童虐待防止の啓発を進めていくとともに、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を行う必要があります。

また、若年層に向けたデートDV予防啓発も重要です。デートDVの被害者・加害者にならないよう、教育機関と連携し、交際相手との対等な関係の構築に向けた啓発、教育・学習の機会を提供します。



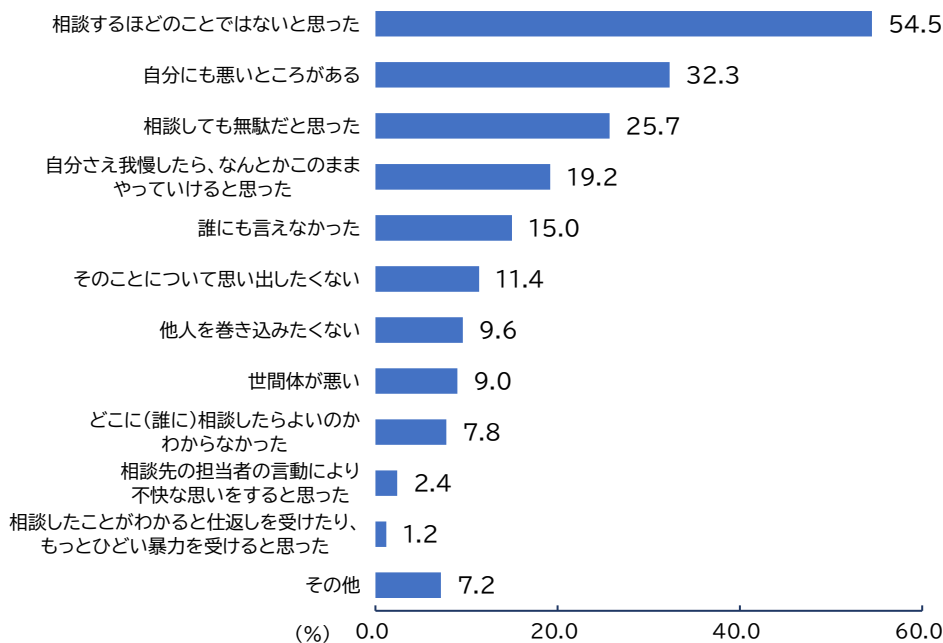
吹田市オリジナルデザイン
W(ダブル)リボンマーク

(図1)DV被害の相談先



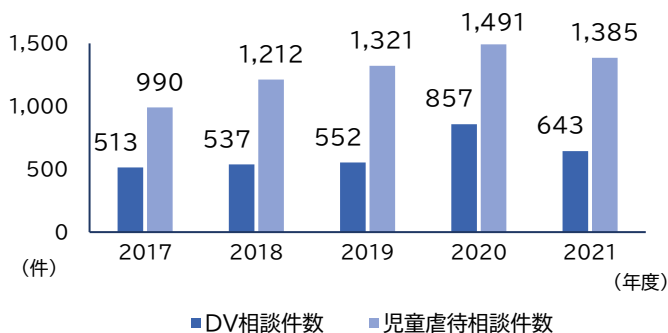
資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)相談しなかった理由



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図3)DV・児童虐待相談件数



資料:すいたストップDVステーション、家庭児童相談室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
すいたストップDVステーションの認知度	16.3% (2020年度)	30%以上
中学校におけるデートDV予防啓発実施校数	13校 (2021年度)	18校 (すべての市立中学校)
配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0% (2020年度)	30%未満

主な取組

1 DV防止に向けた啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
DVを防止するための講座などを開催します	男女共同参画センター
パンフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、すいたストップDVステーション(DV相談室)等相談窓口の周知に努めます	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
若年層に向けたデートDV予防啓発を推進します	男女共同参画センター
「暴力のない安心・安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンマークの普及に努めます	人権政策室 家庭児童相談室 男女共同参画センター

2 相談体制の整備充実

取組の具体的内容	主な担当室課
研修等を通じて、相談員のスキルアップの向上に努め、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション」の相談体制の充実を図ります	すいたストップDVステーション
DV相談担当者や各室課の窓口対応者への研修の実施及び弁護士・警察等との連携の強化に取り組みます	人権政策室
日本語が話せない相談者のために通訳等の適切なサポートを行います	文化スポーツ推進室
相談事例から支援者のスキルアップを図り、相談者へのフィードバックにつなげます。また、被害者支援に関わる相談員等の意見交換の場を設けます	人権政策室 男女共同参画センター
相談窓口について、民生委員・児童委員への情報提供、周知を図ります	福祉総務室

取組の具体的内容	主な担当室課
高齢者、障がい者への虐待防止施策などと連携した相談体制の構築を図ります	人権政策室 障がい福祉室 高齢福祉室
大阪府・他市町村との連携を強化し、情報交換・事例検討会等を通じて、相談員のスキルアップを図り、相談体制の充実に努めます	人権政策室 男女共同参画センター

3 児童虐待防止対策との連携強化

取組の具体的内容	主な担当室課
DV防止及び児童虐待防止に向けて、関係部局が連携して取組を進めます	人権政策室 男女共同参画センター 家庭児童相談室
関係機関の効果的な連携を可能にする児童虐待防止ネットワークの体制強化のため、研修などを実施します	家庭児童相談室

4 被害者保護と自立支援の強化

取組の具体的内容	主な担当室課
相談者の個人情報保護及び支援者間の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
緊急時における一時保護体制の充実に努めます	すいたストップDVステーション 生活福祉室 障がい福祉室 高齢福祉室
被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限や情報システム連携強化による関係機関との情報の共有を徹底します	すいたストップDVステーション 市民課
被害者の状況把握とニーズに沿った情報提供の充実に図り、自立に向け支援します	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
福祉制度の活用等、生活支援から自立へつながるような体制を強化します	生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 国民健康保険課
経済的な自立に向けた就労支援を充実します	地域経済振興室
離婚前相談を実施し、ひとり親世帯等への自立支援を充実します	子育て給付課
被害者の自立した生活に向け、住宅の提供に関する支援に努めます	住宅政策室
安定した生活が維持できるよう、子供のこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます	家庭児童相談室 のびのび子育てプラザ 教育センター

5 DV加害者の更生支援

取組の具体的内容	主な担当室課
DV加害に対する気づきを促すための啓発や、各種相談窓口の情報提供を行います	すいたストップDVステーション

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力などはDVにあたります。被害にあった時には、一人で悩まず市や府などの窓口にご相談しましょう。
- 本市では、皆様からの御寄附や W リボンバッジの売上の一部を積み立て、DV及び児童虐待防止のための活動の財源として活用しています。W リボンバッジを身に着けることで、社会全体に暴力防止への理解と関心を広げて、「あなたはひとりではない STOP Violence」というメッセージを届けませんか。

コラム

「えっ？これも DV なの？」

「お前には常識がない、そんなことも分からないのか！」

「私を怒らせたあなたが悪い」

「あなたが好きだから、あなたのために言っている」

「自分と同じだけ稼いでからものを言え」

「おれのこと好きやったら今すぐ来て！じゃないと別れる」

配偶者や恋人などから、こんなこと言われたことはありませんか？

自分がおかしいのかも。。

我慢するしかないのかな。。

こんなふうに思っていないですか？

殴る、蹴るだけが暴力ではありません。

DVとは、さまざまな形の暴力を使って、一方的にパートナーをコントロールするものです。

不安に思ったら、まずは、相談機関にお問い合わせください。

配偶者暴力相談支援センター

大阪府女性相談センター

06-6949-6022

受付/9:00~20:00

(祝日・年末年始を除く)

06-6946-7890

受付/夜間・祝日(上記以外の時間)

すいたストップDVステーション

06-6310-7113

受付/9:00~17:30

(土・日・祝日・年末年始を除く)



基本課題 3 ライフステージに応じた健康支援

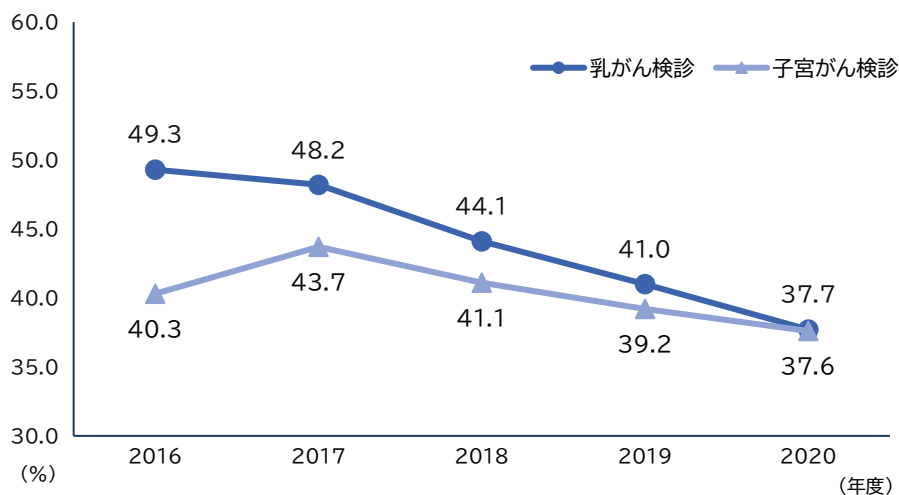
II 現状と課題

すべての人が生涯を通じて健康で豊かな暮らしを送るためには、ライフステージに応じた健康支援が必要です。とりわけ、女性は思春期、妊娠・出産期、成人・高齢期といったライフステージごとに心身の状況が大きく変化するため、こうした女性特有の特徴を踏まえたうえで、自身の主体的生き方を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った健康支援を行っていきます。

令和2年度(2020年度)の市のがん検診受診率は、乳がん検診が37.7%、子宮がん検診が37.6%と、いずれも前年度から低下しました(図1参照)。市のがん検診受診率が低下した要因としては、職場等ではがん検診を受診する人が増加したことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えが考えられます。今後も市のがん検診の受診勧奨や健康情報の発信のあり方を検討し、受診率の向上に取り組む必要があります。

性と生殖についての正しい知識の普及や相談体制の充実に取り組み、誰もが心身の健康を享受できるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。

(図1)乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移(市の検診受診率)



資料:成人保健課

II 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5% (2020年度)	25%以上

指標	現状値	目標値 (2025年度)
子宮がん・乳がん検診受診率 (第5次プランから、出典を「市の検診受診率」から「市民意識調査」において検診を受けたと回答した人の割合へ変更)	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% (2020年度) 【市の検診受診率】	子宮がん 50% 乳がん 増加 【市民意識調査】
	子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度) 【市民意識調査】	

|| 主な取組

1 思春期における心とからだの健康づくりの推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性感染症、避妊やエイズ予防等のための啓発活動を行います	保健給食室 青少年室

2 妊娠・出産期における健康支援

取組の具体的内容	主な担当室課
産前・産後の切れ目ない支援を実施するため、助産師等による面接や継続的なフォローの実施に努めます	母子保健課
妊娠・出産に関わる機能の保護や、喫煙や飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響について周知・啓発を行います	母子保健課

3 成人・高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
女性を中心に広く健康づくりを支援するため、情報提供の充実を図り、疾病の予防啓発に努めます	健康まちづくり室 成人保健課
喫煙、飲酒等が健康に及ぼす影響についての認識の普及に努めます	成人保健課 地域保健課 健康まちづくり室
認知症サポーター養成講座など、性別を問わず介護への理解を深める講座を開催します	高齢福祉室
フレイル予防や介護予防の普及啓発のための、講演会や相談会等を実施します	高齢福祉室
ひろば de 体操やいきいき百歳体操の活動支援を通して、フレイル予防、介護予防に取り組む地域づくりを促します	高齢福祉室

4 性と生殖についての理解の促進

取組の具体的内容	主な担当室課
からだと健康についての理解を深めるための講座を実施します	男女共同参画センター
性に関する正しい情報を提供することで、学校、保育所・幼稚園等における性に関する教育の充実を図ります	学校教育室 保育幼稚園室
大阪府が行っている「にんしんSOS」の普及・啓発を行うとともに様々な悩み相談に対応します	青少年室
妊娠についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、様々な悩み相談に対応します	母子保健課
性感染症についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期診断のための検査を実施します	地域保健課

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 性と生殖について正しく理解し、日頃から自分の健康状態に関心を持ち、健康診査などを定期的に受診しましょう。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を大切にして、互いを尊重する関係を築きましょう。

コラム

「老いて怖いと思ってたけどね・・・」

どうも。中間管理職やってます。
なんだかんだ言って社会人生活も20余年。

若い時は見えていた小さな字が、最近は見えなくなってきた。
え、これもしかして、老眼？
体質が汗かきでして・・・いやいや「更年期障害」？
なんて言葉も脳裏によぎる。

とある本で
「更年期は少女の思春期」と。
なんだか、ファビュラス[※]な感じ。

「更年期」なんて認めたくなかったけど、
そう、更年期はオトナの思春期。
私たちは、いまファビュラスな思春期を迎えている。

そう思うと
ちょっと、気持ちが軽やかになりませんか？

※素晴らしい、素敵な

基本課題 4 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

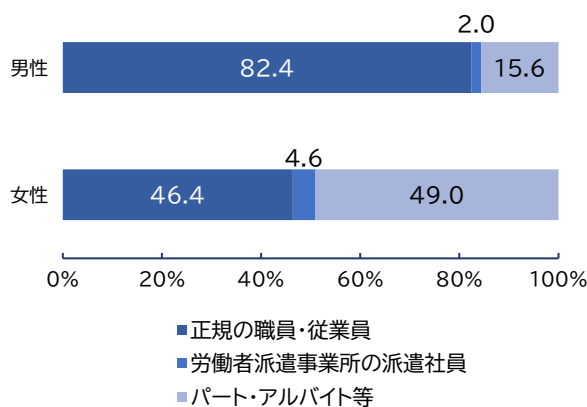
Ⅱ 現状と課題

本市の雇用者の従業上の地位における「正規の職員・従業員」の割合は、男性が82.4%、女性が46.4%と、女性の半数以上が派遣社員やパート・アルバイト等に従事しており、女性の正規雇用労働者の割合は男性を大きく下回っています(図1参照)。このような状況の中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、健康や経済的な面で困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。とりわけ、母子世帯と高齢単身女性でそのリスクが高くなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用情勢の悪化が、より深刻な影響を及ぼしています。高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族形態の影響が大きく、高齢期の支援と合わせて、高齢期に達する以前からの取組が必要です。

困難を抱える人が適切な支援を受け、慣れ親しんだ地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のネットワークづくりの推進や、生活困窮者に対する就労支援、ひとり親家庭に対する就労・子育て等の支援を行うとともに、それぞれが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。令和4年(2022年)に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」は、地方公共団体に対して困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を規定しています。今後は、国が定める基本方針に即し、府が策定する基本計画を勘案し、本市での具体的な取組を検討していきます。

また、一人一人の性のあり方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題ですが、性的指向・性自認などを理由として、暮らしの中で様々な生きづらさを抱えている実態があります。性の多様性を尊重するとともに、差別・偏見の解消への取組強化が必要です。

(図1)従業上の地位別就業者の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	50%
ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5% (2021年度)	100%
「LGBT」の認知度	73.2% (2020年度)	90%以上

主な取組

1 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
困難を抱える人が適切な支援を受けることができるよう、ジェンダーの視点も持ちながら包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉のネットワークづくりを推進します	福祉総務室 高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室
介護保険制度や障害者総合支援制度の活用の啓発を行います	高齢福祉室 障がい福祉室
養護者による高齢者虐待防止啓発のため、地域での出前講座や民生委員・児童委員等を対象に研修を実施します	高齢福祉室
障害者虐待防止法における制度改正等により事業所に対して虐待防止が義務化されたことを受け、広く啓発を実施するため、事業所への研修を行います	障がい福祉室

2 ひとり親家庭に対する支援

取組の具体的内容	主な担当室課
ひとり親家庭が抱える課題に応える相談・支援の充実と当事者間の交流機会の形成を促進します	男女共同参画センター
ひとり親世帯等の相談体制を強化するとともに、日常生活の支援や養育費確保に向けた取組を推進します	子育て給付課
医療費の助成・児童扶養手当の支給・福祉資金の貸付け制度による経済的自立に向けた支援をします	子育て給付課
ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就労に必要な技能や知識を身につけるための講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室 子育て給付課

3 多様な性に関する理解の促進

取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーの視点を取り入れた学校運営を行うとともに、多様な性に関する理解の促進を図るため、人権担当者会、初任者研修を通じて啓発を行います	学校教育室
教職員に対し、セクシュアリティやジェンダーについての研修を充実させます	教育センター
ジェンダーに関するDVDなどの貸出し、図書・資料の収集・提供に努めます	人権政策室
多様な性に関する啓発を進めるとともに、性に関する悩み(LGBTQを含む)などの相談に対応します	人権政策室
性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を実施します	人権政策室

コラム

多様な性、知っていますか？

最近、よく耳にするようになった「LGBT」。

- L:レズビアン (心の性が女性で好きになる性も女性)
- G:ゲイ (心の性が男性で好きになる性も男性)
- B:バイセクシュアル (好きになる性が女性にも男性にも向いている人)
- T:トランスジェンダー (生物学的・身体的な性と心の性が一致しない人)

の頭文字をとったもので、性的マイノリティを表す総称の1つです。

Q:クエスチョニング／クィア(性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人／性的少数者を包括する言葉)を加えて「LGBTQ」ということもあります。

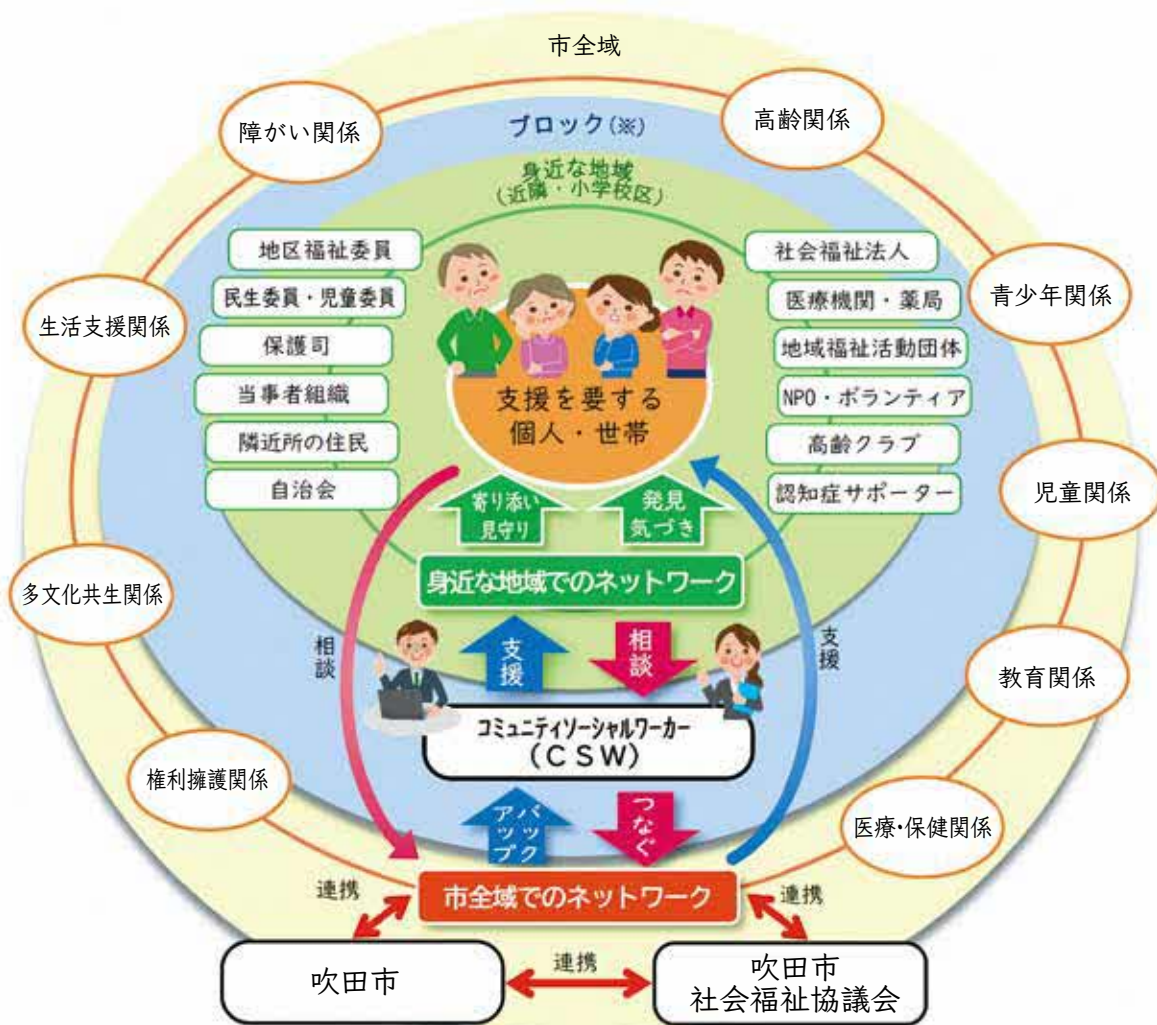
多様な生き方を認め合い、尊重し、支え合うまちを目指し、性的マイノリティの方が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するための取組の一つとして、本市では令和5年度(2023年度)からパートナーシップ宣誓証明制度を導入します。

市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 貧困、高齢、障がい、ひとり親等の事情にある人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。こうした困難への理解・関心を深めましょう。また、ご自身が困難を抱えた際は、利用可能な支援制度について積極的にご相談ください。

総合的支援のネットワーク イメージ図

(第4次吹田市地域福祉計画より)



※ブロック:一定の生活圏域などを考慮して、市域を6つに分けた区域

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

基本課題1 男女共同参画意識の形成

現状と課題

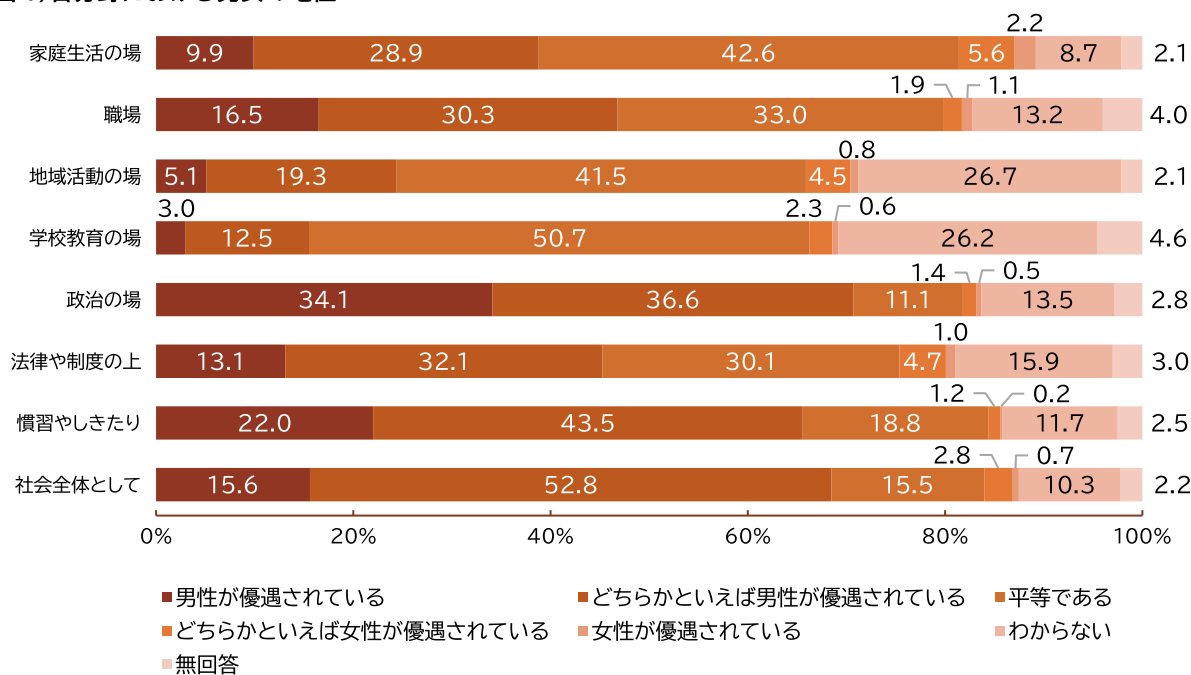
令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「社会全体として男女の地位は平等である」と思う人の割合は15.5%と、前回の調査から4.7ポイント低下し、第4次プランの目標値の30%以上を達成できていません(図1参照)。

「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を含むと思う場面は「政治の場」が70.7%と最も多く、次いで「社会全体として」が68.4%、「慣習やしきたり」が65.5%、「職場」が46.8%となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」「どちらかといえば同感する」を含む人の割合は23.4%と、前回の調査から8.4ポイント低下し、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」を含む人の割合は67.8%と、前回の調査から9.2ポイント上昇しました。「同感する」人の割合は男性・女性ともに低下しましたが、第4次プランの女性の目標値である20%未満は達成していません(図2参照)。

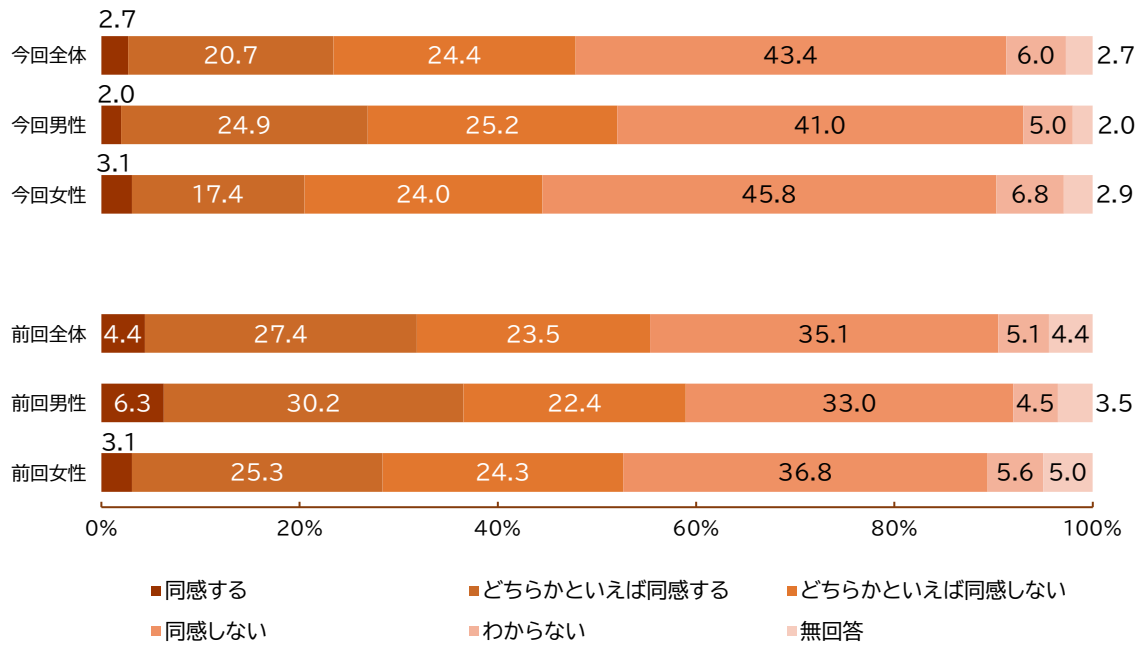
すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、様々な場面で一人一人の意識を変えていくための啓発が必要です。

(図1)各分野における男女の地位



資料: 令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
(前回：平成27年度(2015年度))

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9% (2020年度)	男女とも 15%未満
社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	15.5% (2020年度)	30%以上
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	40%以上
吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1% (2020年度)	50%以上

主な取組

1 市職員に対する男女共同参画研修の充実

取組の具体的内容	主な担当室課
市職員の男女共同参画に関する意識形成のため、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止等の研修を実施します	人事室
公文書における男女共同参画の視点に立った文書表現について周知します	人権政策室

2 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供

取組の具体的内容	主な担当室課
JOBナビすいたにおいて、子育て両立支援求人を含む求人を開拓し、子育てをしながら就職を希望する方が就職に結びつくようマッチングを図ります	地域経済振興室
事業者、労働者への男女共同参画の啓発のため、事業所向けに出前講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター
性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、労働問題全般に関する啓発冊子の配布による情報提供や講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室

3 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女が共に協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報の提供に努めます	母子保健課
男性の家事・育児・介護への参画を促進するための学習の機会を提供します	まなびの支援課 男女共同参画センター

4 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発

取組の具体的内容	主な担当室課
市報・広報誌・SNSなど多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報を発信します	人権政策室 男女共同参画センター
市報などで情報発信を行う際に、男女共同参画の視点を持って情報発信を行うよう努めます	広報課
市民意識調査や調査研究を行い、その結果を事業に反映します	人権政策室 男女共同参画センター
男女共同参画意識の形成に資する図書・資料等を収集し、市民に貸し出します	男女共同参画センター 学校教育室 各図書館

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 暮らしの中で、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアスがないか、見直してみましよう。
- 吹田市ホームページで「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果を公表しています。市民意識の現状と自身の考えを比べてみませんか。

現状と課題

人権尊重やジェンダー平等に関する意識の形成において、教育が果たす役割は極めて大きいと言えます。子供たちに固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組が重要です。本市では、保育や教育の場で教職員へ男女共同参画やジェンダー平等に関する研修を行うとともに、あらゆる活動においてジェンダーの視点に立ち、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進に取り組んでいます。

男女共同参画センターや公民館等では、男女共同参画に関する講座の開催や学習の機会を提供し、市民の男女共同参画意識の形成を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応したオンラインの活用等、効果的な取組を進める必要があります。

性別による固定的な役割分担意識の解消やジェンダー平等に関する意識の形成には、子供をはじめとする様々な世代で意識を変えていくことが重要です。性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画やジェンダー平等など、学習機会の充実を図る必要があります。

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%

主な取組

1 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
学校等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進を年間計画の中で位置づけ、実施します	保育幼稚園室 学校教育室
性別にとらわれず、子供が持つ個性を尊重した教育・保育に取り組めます	保育幼稚園室 学校教育室
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のため、教職員・保育士、教育相談員等専門職への研修の充実を図ります	保育幼稚園室 学校教育室 教育センター
ジェンダーの視点から保育士等向け手引書を作成します	保育幼稚園室

取組の具体的内容	主な担当室課
図書・教材等をジェンダーの視点で見直します	保育幼稚園室 学校教育室
スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた子供に対する教育・相談体制の充実を図ります	学校教育室 教育センター
各校の実践交流を深め、小中一貫した男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育に取り組めます	学校教育室

2 男女共同参画のための生涯学習の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画のための生涯学習を推進するため、講座、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応したオンライン講座を実施します	まなびの支援課 男女共同参画センター
夢つながり未来館等における調理イベントや野外活動、親子で参加する交流活動等を通じて、子供たちの男女共同参画意識の形成を図ります	青少年室 青少年クリエイティブセンター

3 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力)を高める学習機会を提供します	男女共同参画センター 各図書館
学校などにおいて、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報に対して、主体的に対応できるメディア・リテラシーを育むためのデジタル・シティズンシップ教育を推進します	教育センター

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 男女共同参画センターや公民館で実施する講座に参加し、男女共同参画について学んでみませんか。

|| 現状と課題

ジェンダー平等の推進は、広く国際社会の取組と連動して進められています。平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。この中のゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げ、すべてのゴールを達成するために不可欠な手段であるとして国際的な取組が進められています。

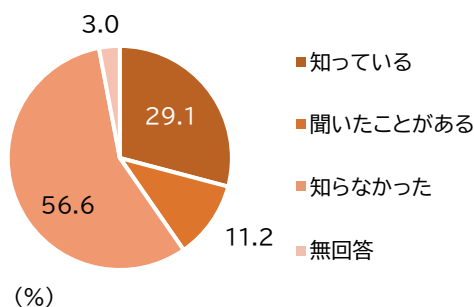
一方で、世界経済フォーラムが令和4年(2022年)に発表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本の順位は146か国中116位となっており、ジェンダー平等の取組において国際的に大きく後れを取っている状況が明らかになっています。

ジェンダー・ギャップ指数は経済・教育・健康・政治の各分野でのジェンダー格差を数値化したものですが、政治・経済分野での日本の後れが目立っています。なお、経済分野では、平成23年(2011年)に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受けて、令和2年(2020年)に日本でも「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されました。

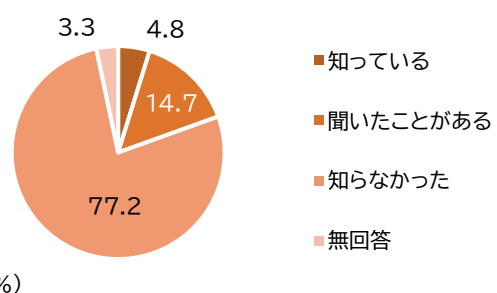
令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「SDGs」を「知っている」市民の割合は29.1%、「聞いたことがある」は11.2%でした(図1参照)。また、「ジェンダー・ギャップ指数」を「知っている」市民の割合は4.8%、「聞いたことがある」は14.7%で、ジェンダー平等に関わる国際的な動向について認知度が低いことがわかりました(図2参照)。ジェンダー平等に向けた取組を推進するためには、国際的な動向を含めた様々な情報を提供し、一人一人の関心を高める必要があります。

また、国籍、宗教、文化などが異なる人々が互いにその違いを認め合い、対等な関係を築きながらともに仲間として生きていく社会を目指し、異文化理解の促進や外国籍市民への支援の取組が必要です。

(図1)「SDGs」の認知度



(図2)「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度



資料: 令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「SDGs」の認知度	40.3% (2020年度)	80%以上
「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5% (2020年度)	30%以上
児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回 (2020年度)	450回以上

主な取組

1 ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供

取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダー・ギャップ指数などの国際比較データやSDGsに関する情報提供、講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター

2 外国人家庭に対する子育てなどの支援

取組の具体的内容	主な担当室課
子育て中の外国人を支援するため、交流や情報交換の場を提供します	文化スポーツ推進室
日本語指導が必要な児童生徒の学習を支援するため、通訳者を派遣します	学校教育室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

- SDGsの目標では17のゴールと169のターゲットが設定されています。自分なりの持続可能なアクションを見つけてみませんか。
- 日本のジェンダー・ギャップ指数は、教育・健康の分野では高く、政治・経済の分野では低くなっています。政治・経済の分野での女性参画にもっと関心を持ってみませんか。

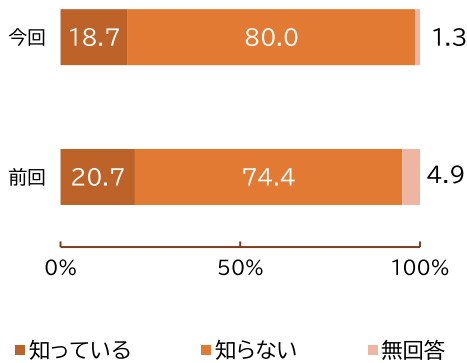
|| 現状と課題

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して取組を行っています。

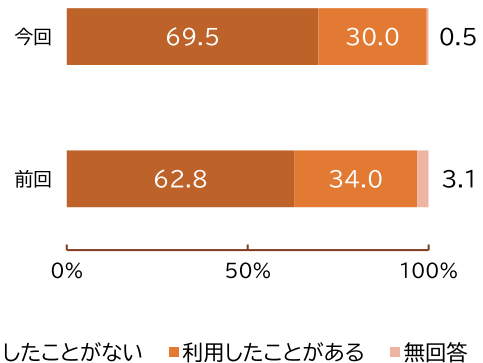
男女共同参画センターでは、男女共同参画の推進に関する様々な講座や相談事業等を行っていますが、令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、男女共同参画センターを知っている人の割合は18.7%で、前回の調査から2.0ポイント低下しました(図1参照)。また、「知っている」と回答した人のうち、「利用したことがある」人の割合は30.0%でした(図2参照)。

本市において男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画センターの取組を一人でも多くの市民に知ってもらい、利用につなげていくとともに、情報発信、調査研究、主催講座、相談事業等の更なる充実を図る必要があります。

(図1)男女共同参画センター「デュオ」の認知度



(図2)男女共同参画センターの利用経験



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
(前回:平成27年度(2015年度))

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7% (2020年度)	30%以上

|| 主な取組

1 市民団体等との協働・連携

取組の具体的内容	主な担当室課
市民団体などの活動や交流を支援し、連携して男女共同参画社会の実現を目指します	男女共同参画センター

2 男女共同参画センターの機能の充実

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、調査研究、主催講座、相談事業の充実を図ります	男女共同参画センター

3 男女共同参画センターの利用の促進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画センターに関する情報(主催講座、相談事業、情報ライブラリーなど)について、市報、啓発誌ソフィア、SNSなどを通じた発信を強化し、市民による認知および利用の一層の促進を図ります	男女共同参画センター

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 男女共同参画センターでは保育付き講座や、啓発誌「ソフィア」の発行、図書の貸出し、相談事業などを行っています。男女共同参画センターで実施している講座に参加するなど、積極的に利用してみませんか。

コラム

デュオで深める！男女共同参画社会への学び

「ワーク・ライフ・バランス」、「LGBTQ」、「生理の貧困」、「男性育休」など、近年ニュースなどで耳にする言葉。これらは男女共同参画社会の推進にとって重要なキーワードです。

男女共同参画センター・デュオでは、男女共同参画社会の推進に関する講座が受講できます。また、情報ライブラリーでは男女共同参画に関する書物を中心とした約22,000冊を貸し出しています。

男女共同参画センター・デュオを利用して、男女共同参画社会についての学びを深めてみませんか？



第4章 計画の推進

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的・効果的に進めていきます。

1 庁内における推進体制

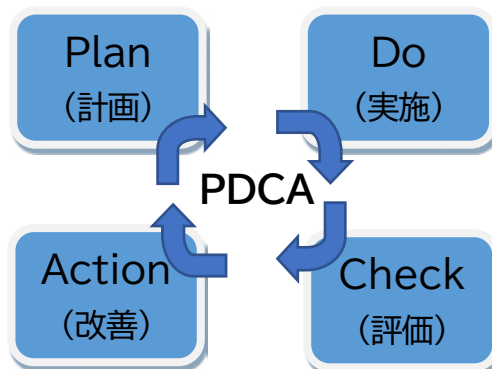
吹田市男女共同参画推進本部(市長・副市長・部長等で構成)による計画の総合調整と同幹事会(関係室課長等で構成)における横断的な連携による推進を図ります。

2 市民と行政との協働

- (1)吹田市男女共同参画審議会を公募による市民委員や事業者からの推薦による委員を含めて構成し、広く意見を求め、実効ある施策の推進を図ります。
- (2)男女共同参画を推進する団体・グループ等と連携し、情報・意見交換を行い、施策の推進を図ります。
- (3)男女共同参画推進員とともに、地域に根ざした活動を進めます。
- (4)様々な機会を捉えて市民や事業者へ計画を周知し、男女共同参画施策に対する関心を高めます。
- (5)市民・事業者と協働して男女共同参画施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理及び検証

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。また、吹田市男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について具体的な数値や成果を示した年次報告書を作成・公表し、吹田市男女共同参画審議会へ報告します。



4 計画推進のための目標値(一覧)

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 (2025年度)	指標の出典	参照頁
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	30%以上	本市実績	16
	2	審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	40%~60%	本市実績	16
	3	女性委員がいない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	解消する	本市実績	16
	4	女性を対象とした就労に関する講座数	4 講座 (2021年度)	5 講座	本市実績	18
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020年度)	40%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	18
	6	男性市職員の育児休業取得率	31.6% (2021年度)	50%以上	本市実績	21
	7	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6% (2021年度)	20%以上	吹田市労働事情調査	21
	8	事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3 回 (2021年度)	5 回	本市実績	21
	9	吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4% (2021年度)	30%以上	本市実績	24
2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	10	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2021年度)	40%以上	吹田市労働事情調査	27
	11	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7% (2020年度)	70%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	27
	12	すいたストップDVステーションの認知度	16.3% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	31
	13	中学校におけるデートDV予防啓発実施校数	13 校 (2021年度)	18 校 (すべての市立中学校)	本市実績	31
	14	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0% (2020年度)	30%未満	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	31
	15	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5% (2020年度)	25%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	34
	16	子宮がん・乳がん検診受診率(※)	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% (2020年度) 【市の検診受診率】 子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度) 【市民意識調査】	子宮がん 50% 乳がん 増加 【市民意識調査】	本市実績 吹田市市民意識調査	35
	17	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	50%	本市実績	38
	18	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5% (2021年度)	100%	本市実績	38
	19	「LGBT」の認知度	73.2% (2020年度)	90%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	38

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 (2025年度)	指標の出典	参照頁
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	20	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9% (2020年度)	男女とも 15% 未満	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	21	社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	15.5% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	22	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	40%以上	吹田市市民意識調査	42
	23	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1% (2020年度)	50%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	24	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%	本市実績	44
	25	「SDGs」の認知度	40.3% (2020年度)	80%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	47
	26	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	47
	27	児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428 回 (2020年度)	450 回以上	本市実績	47
	28	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	48

※第5次プランから、出典を本市実績から吹田市市民意識調査に変更

資料

資料1 用語解説 P55

資料2 男女共同参画に関する国内外の動き P59

資料3 法令集 P61

資料4 吹田市男女共同参画審議会委員 P68

資料5 吹田市男女共同参画審議会の検討経過 P68

資料1 用語解説

用語	解説
ア行	
アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのこと。
一般事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、常時雇用する従業員が101人以上の企業に策定・届出、周知等が義務付けられた行動計画。 女性活躍推進法では女性活躍の推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画、次世代育成支援対策推進法では従業員の仕事と家庭の両立等に関し、目標や目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定するものとしている。
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
カ行	
キャリア教育	子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
サ行	
JKビジネス	「JK」は女子高校生の略。児童の性を売り物にする営業の一つで、女子高校生などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、実際には性的なサービスを客に提供させるものが存在しており、犯罪に巻き込まれたり、性被害に遭う危険性が問題となっている。

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラム(WEF)が経済、教育、健康、政治の4分野に関する統計データから算出する、各国における男女格差を測る指数。 令和4年(2022年)の日本の総合スコアは 0.650(0:完全不平等、1:完全平等を示す)、順位は146か国中116位で、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となった。
持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)	平成27年(2015年)9月に国連で採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。
市民公益活動	ボランティアなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。
性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。
性的マイノリティ	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいう。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」とも言う。
セクシュアリティ	性のあり方のことを示す言葉。
総合評価落札方式一般競争入札	競争入札において、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。

用語	解説
タ行	
DV(ドメスティック・バイオレンス)	<p>配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的な暴力なども含まれる。</p> <p>※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年(2001年)施行)の平成26年(2014年)の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に適用対象が拡大された。また、令和元年(2019年)の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。</p>
デート DV	<p>主に若い世代の間で、交際相手から受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、行動を規制する(交友関係を細かくチェックする)など、相手を思いどおりに支配しようとする態度、行動も含まれる。デート DV は親密な交際相手の中で起こるため、その行為が暴力だと気づかない人も多くいる。近年は SNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した暴力も起こっている。</p>
デジタル・シティズンシップ教育	<p>深く考え、責任をもってテクノロジーを使い、学び、創造し、社会参加することを学ぶ教育。</p>
特定事業主行動計画	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務付けられた行動計画。女性活躍推進法では女性活躍の推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画、次世代育成支援対策推進法では職員の仕事と家庭の両立等に関し、目標や目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定するものとしている。</p>
ナ行	
にんしん SOS	<p>思いがけない妊娠など、妊娠に悩む人のために、希望に応じて必要な正しい情報を伝えたり、適切なサービスを紹介する相談窓口。</p>
ハ行	
配偶者暴力相談支援センター	<p>DV被害者の相談支援を行う機関で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において都道府県に設置が義務付けられている。市町村では努力義務であるが、本市では平成23年(2011年)に府下市町村でいち早く「すいたストップDVステーション(DV相談室)」を設置した。</p>

用語	解説
パートナーシップ宣誓証明制度	一方又は双方が性的マイノリティ当事者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を自治体が証明する制度。
ビジネスと人権に関する行動計画	企業活動における人権尊重の促進を図るため、令和2年(2020年)に策定された行動計画。人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの観点から取り組むべき分野別行動計画の横断的事項の1つとして、法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)も掲げられた。
PDCAサイクル	P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:評価)、A(Action:改善)のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。
フレイル	年齢とともに心身の活力(筋力や認知機能など)が低下して、要介護状態に近づくこと。対策をとれば健康な状態に戻ることも可能。
ラ行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

資料2 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界	国	吹田市
1975年	● 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	● 「婦人問題企画推進本部」設置	
1976年	● 「国連婦人の10年」スタート (~1985年)		
1977年		● 「国内行動計画」策定 ● 「国立婦人教育会館」開館	
1979年	● 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」 採択		
1980年	● 国連婦人の10年中間年世界会議(コ ペンハーゲン)「国連婦人の10年後半 期行動プログラム」採択		
1981年	● 「ILO第156号条約(家族的責任条 約)」採択	● 「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985年	● 国連婦人の10年ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択	● 「国籍法」「戸籍法」改正 ● 「男女雇用機会均等法」公布 ● 「女子差別撤廃条約」批准	
1987年		● 「西暦2000年に向けての新国内行動 計画」策定	● 市政振興部に「婦人政策室」設置 ● 「婦人会館」開館 ● 「婦人問題企画推進本部」設置
1988年			● 男女平等に関する市民意識調査実施 ● 「婦人問題懇話会」設置
1989年		● 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科 の男女必修等)	
1990年	● 国連経済社会理事会「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結 論」採択		
1991年		● 「西暦2000年に向けての新国内行動 計画」第1次改定 ● 「育児休業法」公布	● 婦人政策室を「女性政策室」に名称 変更
1992年			● 女性政策室を「女性政策課」に名称 変更
1993年	● 国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ● 国連第48回総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択	● 「パートタイム労働法」公布、施行	● 「すいた女性プラン」策定 ● 婦人会館を「女性センター」に名称変更
1994年	● 国際人口・開発会議「カイロ宣言及び 行動計画」採択	● 「男女共同参画審議会」設置 ● 「男女共同参画推進本部」設置	● 第1期「女性政策推進懇談会」設置
1995年	● 第4回世界女性会議(北京)「北京宣言 及び行動綱領」採択	● 「育児休業法」改正 ● 「ILO第156号条約(家族的責任条 約)」批准	
1996年		● 「男女共同参画2000年プラン」策定	● 第2期「女性政策推進懇談会」設置
1997年		● 「男女雇用機会均等法」改正 ● 「介護保険法」公布	
1998年			● 第3期「女性政策推進懇談会」設置 ● 女性政策課を人権部に移管
1999年		● 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	● 「審議会等への女性の参画を推進す る要綱」制定
2000年	● 国連特別総会「女性2000年会議」 開催(ニューヨーク)	● 「男女共同参画基本計画」策定 ● 「児童虐待防止法」公布、施行 ● 「ストーカー規制法」公布、施行	● 女性政策課を「男女共同参画課」に 名称変更 ● 男女平等に関する市民意識・実態調 査実施
2001年		● 「男女共同参画会議」設置 ● 「男女共同参画局」設置 ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律」(DV防止法) 公布、施行	● 「男女共同参画懇話会」設置
2002年			● 「吹田市男女共同参画推進条例」公布、 施行 ● 「男女共同参画審議会」設置 ● 女性センターを「男女共同参画セン ター」に名称変更し、人権部に移管

	世界	国	吹田市
2003年		●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	●「すいた男女共同参画プラン」策定 ●「男女共同参画苦情等処理委員」設置
2004年		●「児童虐待防止法」改正・施行 ●「DV防止法」改正・施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「児童福祉法」改正・施行	
2005年	●国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催	●男女共同参画基本計画(第2次)策定	●男女共同参画課から「男女共同参画室」に名称変更 ●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2006年		●「男女雇用機会均等法」改正	
2007年		●「DV防止法」改正	●人権部男女共同参画室から「自治人権部男女共同参画室」に組織改正
2008年		●「児童福祉法」改正 ●「次世代育成支援対策推進法」改正	●「第2次すいた男女共同参画プラン」策定
2009年		●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正	
2010年	●国連「北京+15」世界閣僚級会合(第54回国連婦人の地位委員会)開催	●男女共同参画基本計画(第3次)策定	●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2011年	●ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (UN Women)発足		●「すいたストップDVステーション(DV相談室)」開設 ●「Wリボンプロジェクト」スタート
2012年			●自治人権部男女共同参画室から「人権文化部男女共同参画室」に組織改正
2013年		●「DV防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正、施行	●「第3次すいた男女共同参画プラン」策定
2014年		●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●「男女雇用機会均等法」改正	
2015年	●国連「北京+20」世界閣僚級会合(第59回国連女性の地位委員会)開催 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	●男女共同参画基本計画(第4次)策定 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行	●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2016年		●「育児・介護休業法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正	●人権文化部男女共同参画室から「市民部男女共同参画室」に組織改正
2018年		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ●「働き方改革関連法」公布	●「第4次すいた男女共同参画プラン」策定
2019年	●G20サミット「G20大阪首脳宣言」(「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記)	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ●「DV防止法」改正	
2020年	●国連「北京+25」世界閣僚級会合(第64回国連女性の地位委員会)開催	●男女共同参画基本計画(第5次)策定 ●「ビジネスと人権」に関する行動計画策定	●市民部男女共同参画室から「市民部人権政策室」に組織改正 ●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2021年		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行 ●「育児・介護休業法」改正	
2022年		●「AV出演被害防止・救済法」公布、施行 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」公布	
2023年			●「第5次すいた男女共同参画プラン」策定

資料3 法令集

男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号
最終改正 平成11年法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及

び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること

にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を

調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

吹田市男女共同参画推進条例

平成14年10月9日条例第31号
改正 平成28年3月31日条例第3号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。これらの取組は「平等・開発・平和」をテーマに掲げた国際婦人年以降の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しつつ進められ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が、今なお社会の様々な分野で根強く存在している。

吹田市においては、女性の就業率は出産・子育て期に大きく低下しており、また男性の家庭生活、地域生活への参画は、市外通勤が多いことなどもあいまって、必ずしも十分とは言えないなどの状況がある。

少子・高齢化の進展、国際化、高度情報化など社会・経済環境が大きく変化する中で、すべての市民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が共に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、家庭責任を果たしつつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度及び慣行が解消され、男女の社会における活動が制約を受けることなく選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、地域等における活動に対等な立場で参画できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、市における政策又は事業者その他の民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント及び性の商品化を助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、吹田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(教育及び学習の振興)

第10条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等を基礎として、男女共同参画を推進する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報啓発を行うものとする。

(情報提供等の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報提供その他の支援を行うものとする。

(両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭における活動及び職場、地域等における活動に参画できるよう、子の養育、家族の介護等において環境整備等必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止と被害者支援)

第14条 市は、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対して必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第15条 市は、吹田市立男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(推進体制)

第16条 市は、市民及び事業者の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるもの

とする。

(積極的格差是正措置)

第17条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にできる限り男女同数に近づけるなど、積極的格差是正措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項の調査研究の成果を公表するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

2 事業者は、年次報告の作成に当たり市長が行う調査に協力するものとする。

(苦情等処理委員)

第20条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、本市に、吹田市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置く。

2 次に掲げる事項については、前項の申出をすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項及び判決等のあった事項

(2) 審査請求を行っている事項及び審査請求に対する裁決のあった事項

(3) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(4) 苦情等処理委員の行為に関する事項

3 苦情等処理委員は、第1項に規定する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、同項の施策を実施する機関に対し、説明又は資料の提出を求め、是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うものとする。

4 苦情等処理委員は、第1項に規定する相談の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は資料の提出を求め、助言、是正の要望等を行うものとする。

5 苦情等処理委員は、3人以内とする。

6 苦情等処理委員は、男女共同参画に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 吹田市男女共同参画審議会

第21条 本市に、吹田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、市民、市内の公共的団体の代表者及び事業者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(審議会の委員の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員についての第21条の規定の適用については、同条第5項中「、市内の公共的団体の代表者及び事業者」とあるのは「及び市内の公共的団体の代表者」と、同条第6項中「2年」とあるのは「平成15年3月31日まで」とする。

附 則(平成28年3月31日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料4 吹田市男女共同参画審議会委員

区分	氏名	職業等
学識経験者	会長 寺本 尚美	大学教授
	副会長 保田 時男	大学教授
	木下 みゆき	大学教授
	渋谷 元宏	弁護士
	山中 浩司	大学教授
市民	大西 由紀	公募委員
	杉浦 直子	公募委員
	田面 滯	公募委員
	鶴田 岑生	公募委員
公共的団体	小川 将史	社会教育関係団体
	小倉 秀子	人権関係団体
	櫻井 和子	社会福祉関係団体
	谷口 裕哉	社会福祉関係団体
	野田 幸子	社会福祉関係団体
事業者	木下 由美子	市内事業所

敬称略・五十音順(委員)

資料5 吹田市男女共同参画審議会の検討経過

【令和3年度】

- ❖ 第1回審議会 令和4年(2022年)1月25日
 - ・第5次すいた男女共同参画プランの策定について

【令和4年度】

- ❖ 第1回審議会 令和4年(2022年)7月29日
 - ・諮問
 - ・第5次すいた男女共同参画プラン(素案)について
- ❖ 第2回審議会 令和4年(2022年)9月26日
 - ・第5次すいた男女共同参画プラン(素案)について
- ❖ 第3回審議会 令和4年(2022年)11月22日
 - ・第5次すいた男女共同参画プラン(素案)について
- ❖ 令和4年(2022年)12月12日
 - ・答申

第5次すいた男女共同参画プラン 2023－2025

令和5年(2023年)3月

吹田市 市民部 人権政策室
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
TEL 06-6384-1461
E-mail danjosan@city.suita.osaka.jp

この冊子は500部作成し、1部あたりの単価は1,562円です。



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この印刷物は、環境にやさしい
紙とインキを使用しています。